

自治体における津波防災対策の現状

The Tsunami Disaster Prevention Measures by the Local Government

: From the Questionnaire Survey 2004 on the Local Government along the coast

廣井 脩 HIROI Osamu
中村 功 NAKAMURA Isao
中森広道 NAKAMORI Hiromichi
福田 充 FUKUDA Mitsuru

【目次】

- 1 . はじめに
 - 2 . 自治体の防災体制
 - 3 . 津波情報の伝達
 - 4 . 避難について
 - 5 . おわりに
- 附属資料 アンケート調査票(単純集計結果)

キーワード : 津波、津波災害、自治体、防災対策、災害情報

執筆分担 : 廣井 脩 (東京大学大学院情報学環) 1、監修
中村 功 (東洋大学社会学部) 1、4、5
中森広道 (日本大学文理学部) 3
福田 充 (日本大学法学部) 2

1 . はじめに

1.1 調査目的

政府の中央防災会議は、2003年12月に「東南海・南海地震対策大綱」を決定した。これは同年7月に施行された「東南海・南海地震に関わる防災対策特別措置法」に基づくもので、東南海地震、あるいは南海地震が起きたときに、震度6弱以上の揺れまたは3メートル以上の津波に見舞われる可能性が高い地域を「東南海・南海地震防災対策推進地域」として指定している。推進地域は、1都2府18県652市町村におよび、指定地域には約3700万人（日本の人口の約30%）が住んでいる。

わが国ではすでに「東海地震に係る地震防災対策強化地域」（強化地域）が指定され、20年以上にわたって様々な防災対策が行われてきた。（強化地域は震源域の西進に伴い2002年に8都県263市町村に拡大した）。

一方、北海道や東北といった沿岸地域でもいままでたび重なる津波被害から、さまざまな津波対策が行われてきており、平成16年4月2日には、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が成立した（しかし、現在のところ、東南海・南海地震における地震防災対策推進地域のようなものは指定されていない）。

そこで、本研究では、東海地震に対する強化地域、東南海・南海地震に対する推進地域、強化地域・推進地域の近傍自治体、および北海道・東北地方の津波常襲地域など、わが国の津波危険地域における防災対策の現状と問題点を明らかにするために実施したものである。

1.2 調査概要

調査対象は津波の危険性のある420の自治体である。その内訳は

- （1）東南海・南海地震推進地域（津波による基準か、地震動及び津波による基準に該当する自治体）が159
- （2）東海地震強化地域が83
- （3）北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、新潟県、東京都、神奈川県、三重県において、上記指定を受けていない沿岸市町村が209

である。

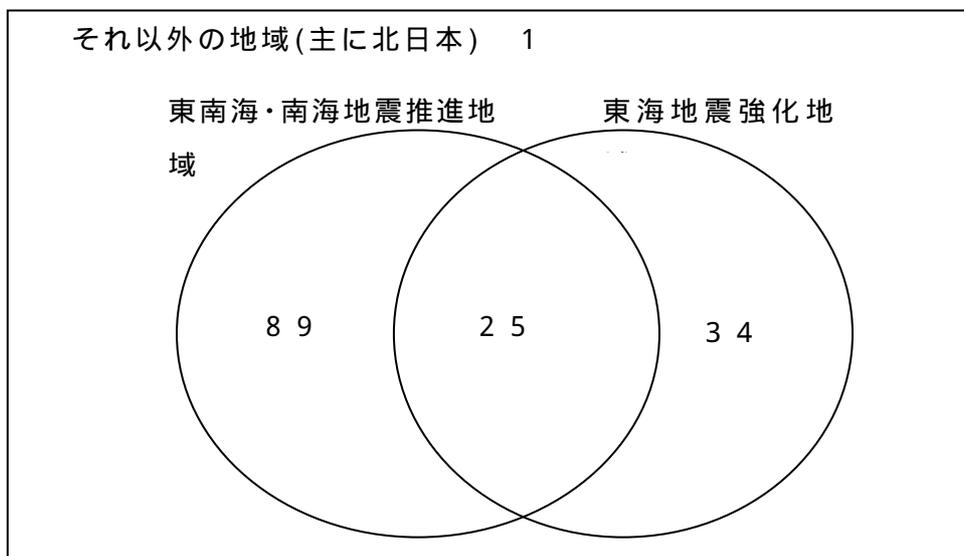
なお（1）と（2）が重複する自治体が31自治体あるため、調査対象にしたのは、 $451 - 31 = 420$ 自治体である。

アンケート調査は2004年4月に郵送法で実施した。その結果、307自治体から回答が得られた。その内訳は、

「東南海・南海地震」の推進地域で 89 票
 「東南海・南海地震と東海地震の両方」の推進・強化地域地域で 25 票
 「東海地震」の強化地域で 34 票、
 「それ以外」の地域で 159 票
 の合計 307 票であった。

これらを地域的にいうと、 は中四国および九州にわたる西日本、 は愛知県三重県などの東海地方西部、 は静岡県を中心とした東海地方東部、 は主に北海道・東北といった北日本になる。なお有効回収率は 73.1%であった。

図 1.1 調査自治体内訳 (有効回収分)



2 . 自治体の防災体制

2.1 全体的な防災体制の実態

本節では、まずそれぞれの自治体の津波防災体制の全体的な実態について検討を行う。

今回の調査において回答があった自治体の防災体制についてみると、全体の 88.9%の自治体が地震防災対策の中で、津波被害を想定した対策を行っていることがわかった。

また、図 2.1 を見ると、それぞれの地域ごとに津波対策が行われている割合が異なることがわかる。すなわち、東南海・南海地震と東海地震の両方で指定されている地域では、100%の自治体が津波対策を行っている。また、北海道・東北地方など、特定の地震について対策指定地域に指定されていない沿岸自治体でも 92.5%が津波対策を行っている。一方、東南海・南海地震の対策推進地域では 83.1%、東海地震の強化地域では 79.4%の

自治体が、津波対策を行っていることがわかった。東南海・南海地震の推進地域においてまだ2割弱の自治体が津波対策を実施していないのも意外だったが、東海地震の強化地域において2割以上の自治体を実施していないというのは、きわめて深刻なデータといえよう。

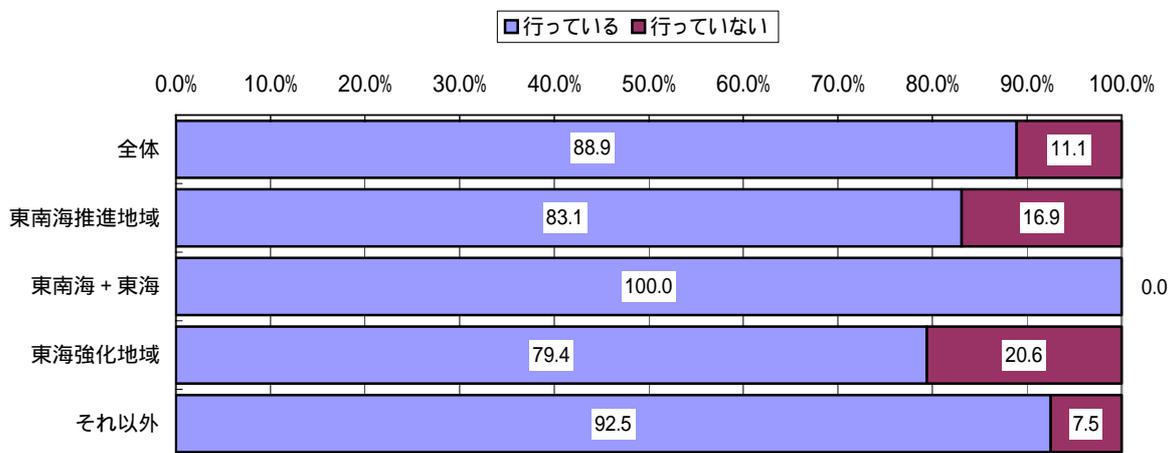


図 2.1 地震対策における津波被害対策を行っている自治体の割合 (N=307)

今回の調査の有効回答数は 307 票であったが、これ以後の記述は、は、全 307 票のうち、津波対策を「行っている」88.9% (273 自治体) を全数として分析したデータを中心に考察したい。

現在、津波対策を行っている 273 自治体の中で、担当者の防災業務の割合について示したのが、図 2.2 である。全体で見ると、専任の防災担当者がある自治体は 31.3%、兼任であるが、防災業務の割合が高い自治体が 33.9%、兼任であって、防災業務の割合が低い自治体が 30.3%と、ちょうど約 3 割ずつ分布している。この防災業務の割合には地域差が非常に大きく、地震防災の歴史が長い東海地震の強化地域では、50%の自治体が専任の防災担当者をおき、東南海・南海地震と東海地震の両方で指定されている地域では 40%が専任者をおいている。一方、東南海・南海地震の推進地域ではまだ 28.3%、それ以外の地域では 27%しか専任者がいない状況である。

次に、調査対象になった自治体がこれまで地震に伴う津波の来襲を経験したり、災害対策本部を設置した経験があるかどうかを見ると、図 2.3 のような結果であった。東海地震強化地域では 100%の自治体がこれまで津波を経験していないことがわかる。また、東南海・南海地震の推進地域の自治体も、東南海・南海地震推進地域と東海地震強化地域の両方に指定されている自治体も、津波を経験した自治体は 1 割に満たない。一方、それ以外の沿岸自治体 (主に北海道・東北地方の沿岸自治体) の 28.9%が津波によって災害対策本部を設置した経験を持っている。

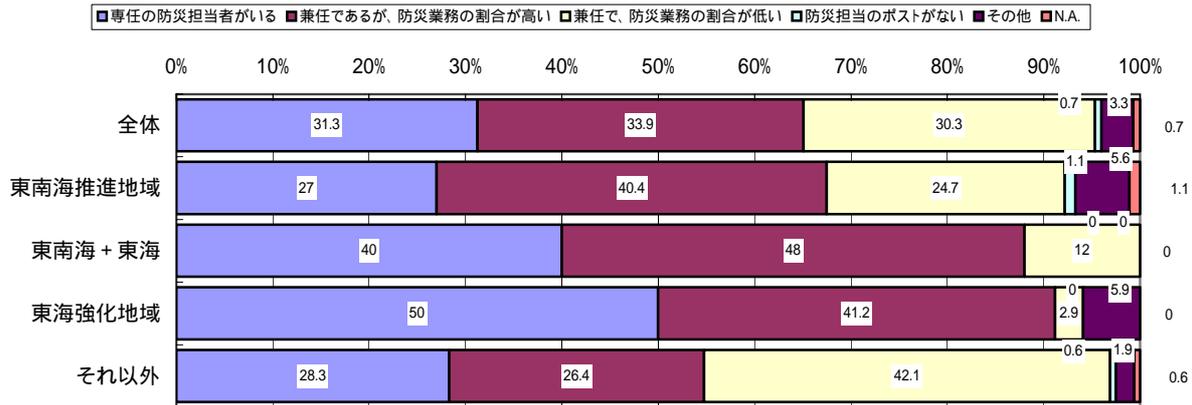


図 2.2 防災担当の専従者の有無と防災業務の割合 (N=273)

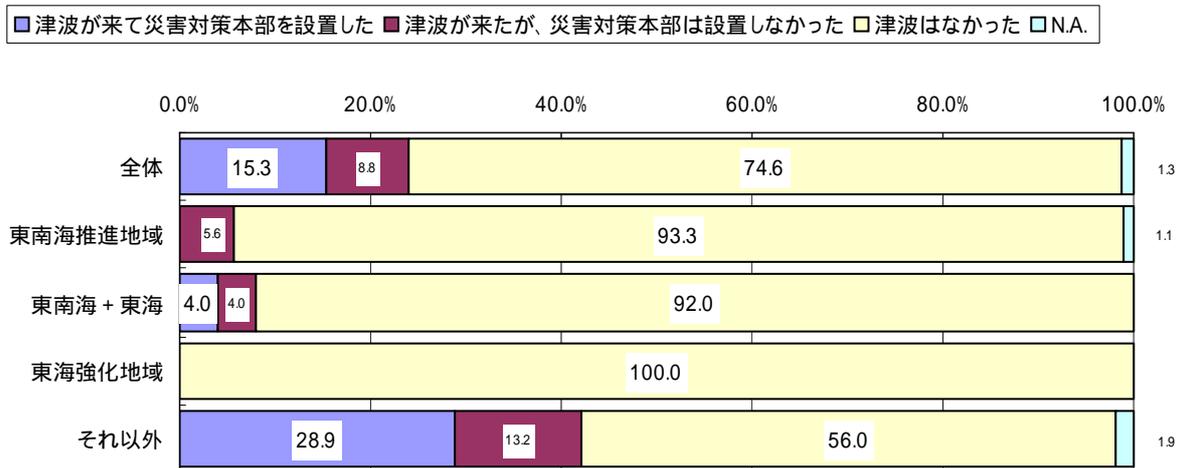


図 2.3 自治体の津波被害の経験 (N=307)

次に、調査対象の自治体の中で、津波に関する防災計画がどのような形でまとめられているかを示したものが、図 2.4 である。

これを見ると、「地域防災計画のなかに津波防災対策を扱った章がある」自治体が 67.4% で、これが現状の防災計画ではもっとも一般的な形であることがわかる。一方、津波対策がもっと詳しく計画されている「地域防災計画のなかに津波防災対策編がある」自治体は 15.5%、「地域防災計画とは別に津波防災専用の計画（津波防災計画、津波防災対策要覧）がある」自治体は 2.2% と非常に少ないことがわかった。

また、その他の自由回答を見ると、もっとも多かったのが「地震災害対策編（もしくは地域防災計画など）があり、その中で津波防災を扱っている」というもので、17 の自治体が回答している。また、「これから作成する予定である」自治体が 11 あることがわかった。

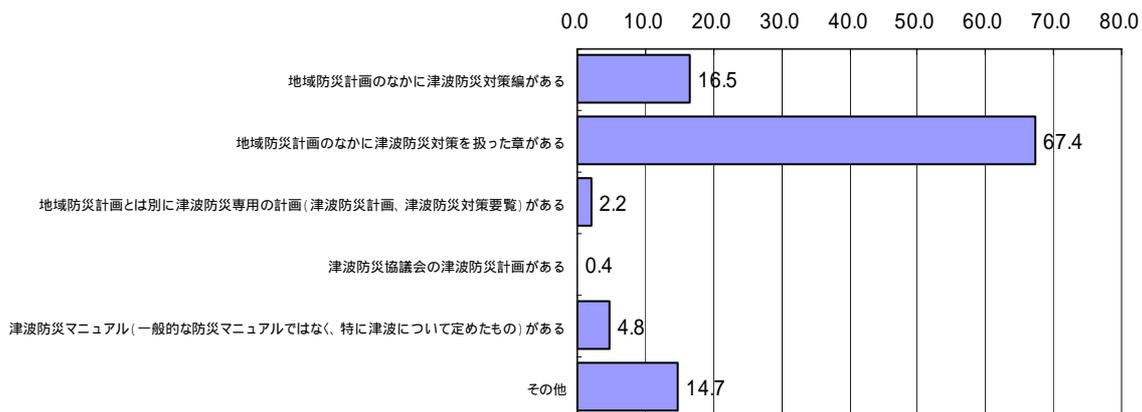


図 2.4 津波に関する防災計画の現状(N=273) 複数回答

では、その津波対策が講じられている自治体の地域防災計画は、どのような方法で作成されているのだろうか。その作成方法を示したのが図 2.5 である。図を見ると、全自治体の 59.7%が「過去の地域防災計画を元に、自治体職員のみで作成している」ことがわかる。その割合は、どの地域を見てもほぼ 6 割前後である。一方、「自治体職員が中心となって、外部のコンサルティング会社と協力して作成している」自治体は 19.8%で、どの自治体でも 2 割前後の値を示している。また、「ほぼ外部のコンサルティング会社に委託している」自治体が 8.4%あり、その割合は東海地震強化地域と東南海・南海地震推進地域の重なった自治体で 25.9%と高くなっている。

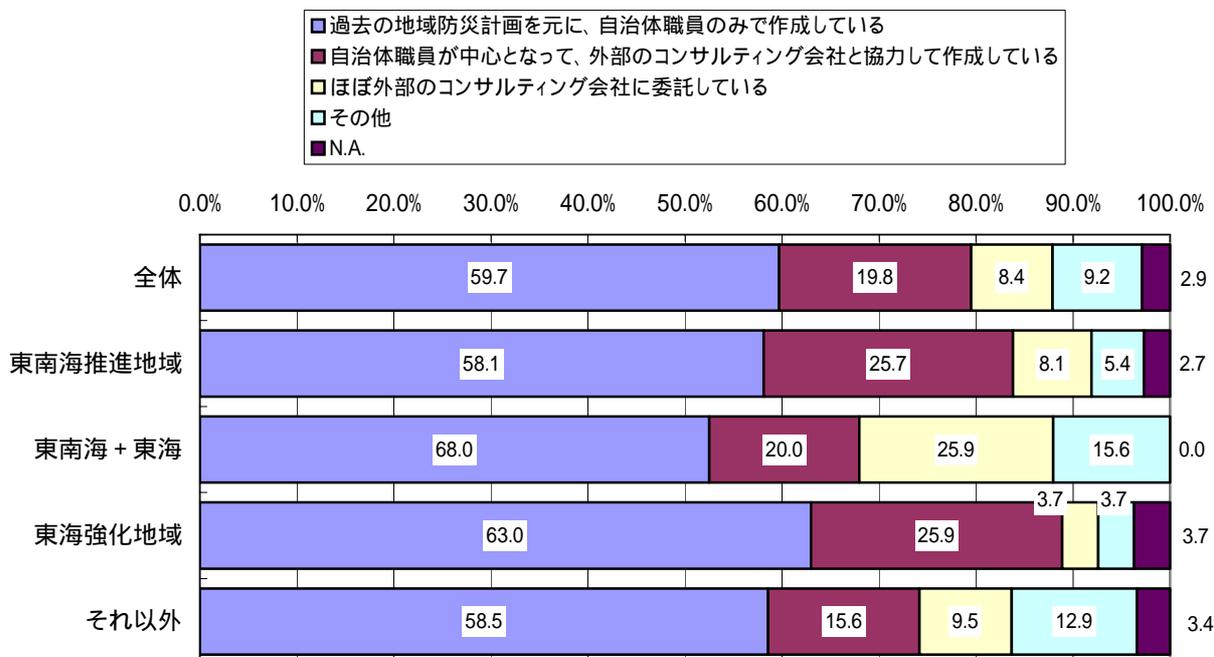


図 2.5 地域防災計画の原案の作成方法(N=273)

2.2 津波警報と避難に関する対策

当然のことながら、津波対策は自治体ごとに万全な体制で臨む必要がある。とくに、津波警報が出た後には非常に迅速な対応が求められる。

では、津波警報が出た場合、自治体はどのような対応をとることになっているのだろうか。津波警報が発表された場合の職員動員体制を示したものが、図 2.6 である。この図をみると、「幹部職員と防災担当職員が非常参集する」自治体が 48.7%、「全職員が非常参集する」自治体が 26.4%、「市町村長などの幹部職員が非常参集する」自治体が 21.6%となっている。

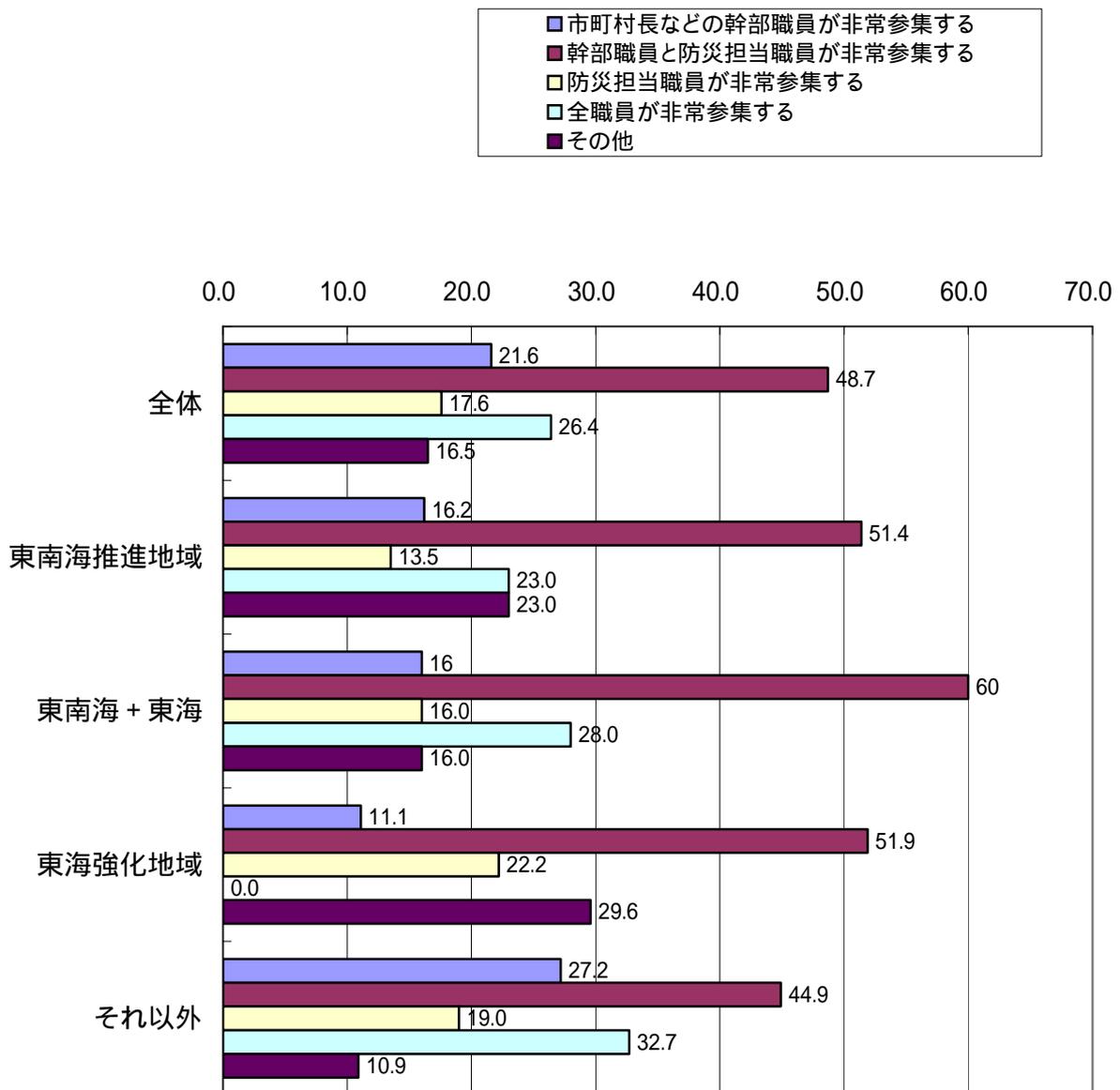


図 2.6 津波警報が出た場合の職員の非常参集(N=273) 複数回答

また、津波警報が出された場合の幹部職員への伝達手段を見ると、全体で 88.6%の自治体が一般加入電話を用いる体制になっていることがわかった。一方、携帯電話を使用する割合も 75.8%と高く、ポケベルを使用する割合は 7.3%と非常に低いことがわかった。この傾向は全体的にどの地域にもあてはまるが、東海地震の強化地域だけは、他の自治体と比べて相対的に携帯電話を使う割合がやや低く、ポケベルを使用する割合がやや高かった。全体的に「その他」の伝達手段を用いる割合が非常に高いが、その内訳を見ると、「防災行政無線」を用いる自治体が 53 ある。これは全体の 19.4%にあたる。その他、まれな例をあげると、「安否確認システムによるメール送信」、「ファクシミリ」を使用する自治体が 1 つずつあった。また、「自主参集」に任せるとい自治体もあった。このように、自主参集でいざという場合の津波対策ができるかどうかは疑問が残るが、地震による通信被害や輻輳、停電などの被害が発生する可能性を考えると、通信メディアにも複数のルートを確認しておくこと、防災行政無線の同報系戸別受信機を用いることが望ましいといえよう。

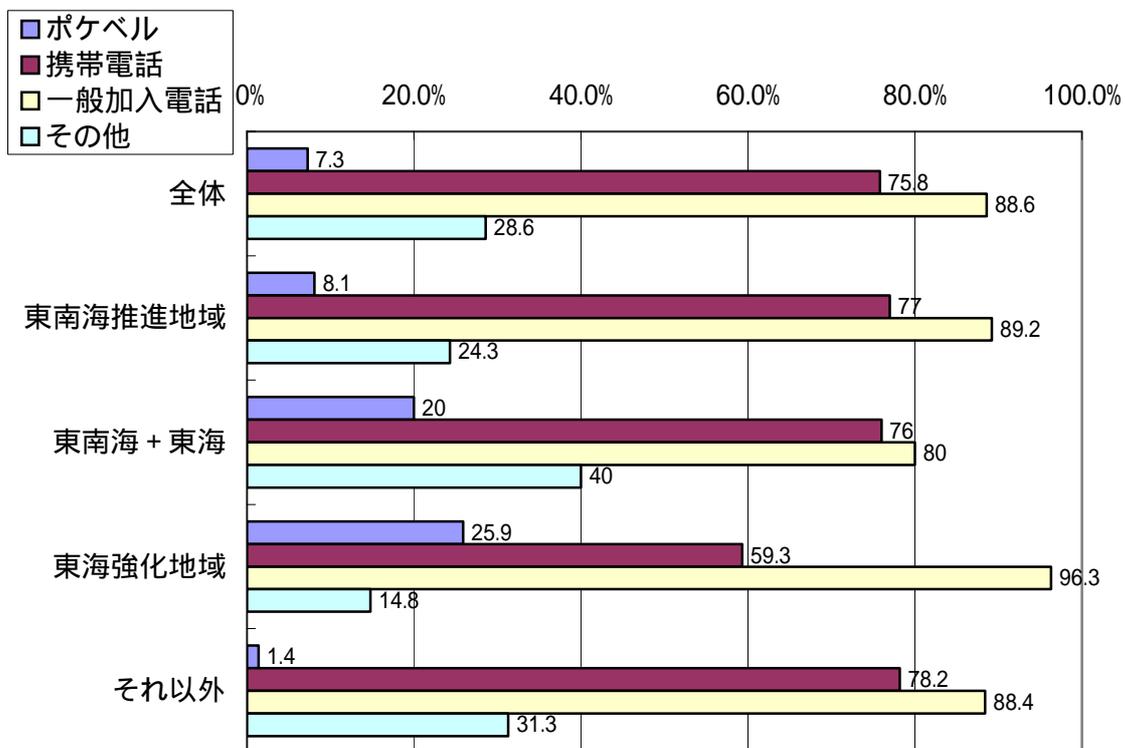


図 2.7 津波警報が出た場合の幹部職員への情報伝達手段 (N=273) 複数回答

続いて、地震が発生した場合、津波警報が出る前に津波への注意を呼びかける仕組みは自治体のなかでどのようなになっているのかを調べると、図 2.8 のように、「自治体の広報車で注意を呼びかけて回る」自治体が 60.1%と多く、続いて「職員などが防災行政無線で注意を呼びかける」自治体が 59.6%と過半数を超えている。また、「自動的に防災行政無線で注意を呼びかけるようになっている」自治体は 26.0%、「自主防災組織を通じて注意を呼

びかける」自治体は 23.8%であった。

また、「その他」の方法をとっている自治体は 19.4%あり、その内訳をみると、「サイレン」や「半鐘」での呼びかけ、「消防車輛」や「消防団員」による呼びかけ、「ヘリコプター」や「セスナ」での広報、地元の「ケーブルテレビ」や「コミュニティFM」による放送などがあげられていた。

このように、地域の特性にあった多様な広報手段が使われている。しかしその一方で、「注意の呼びかけはしない」という自治体が 3.7%あることも見逃してはならない。住民の安全を守るためには、住民への注意の呼びかけは必ず行われる必要がある。

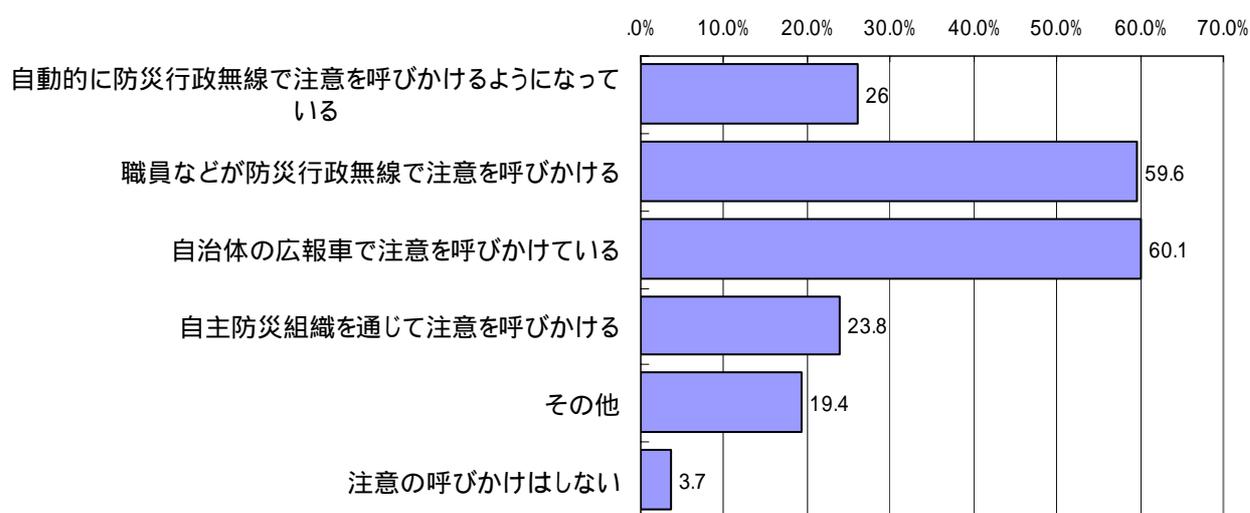


図 2.8 津波警報が出る前に行われる津波への注意の呼びかけ手段 (N=273) 複数回答

ところで、津波に対する避難を円滑に行うためには、津波の危険予想地域を対象として、避難場所、避難ルート、避難実施責任者等を細かく規定する必要があるが、そのような津波の避難実施計画が決まっているかどうかを示したものが図 2.9 である。

これを見ると、全体で「全ての地域について決めている」自治体が 30.4%、「いくつかの地域について決めている」自治体が 17.9%と低く、避難実施計画が決まっていない自治体が全体で 50.2%あることがわかった。まだ決まっていない自治体の割合は、東海地震強化地域で 66.7%、東南海・南海地震推進地域で 64.9%と非常に高く、地域差が非常に大きい。津波危険予想地域の避難場所、避難ルート、避難実施責任者が決まっていない状態はきわめて大きな問題であり、早急な検討が求められる。

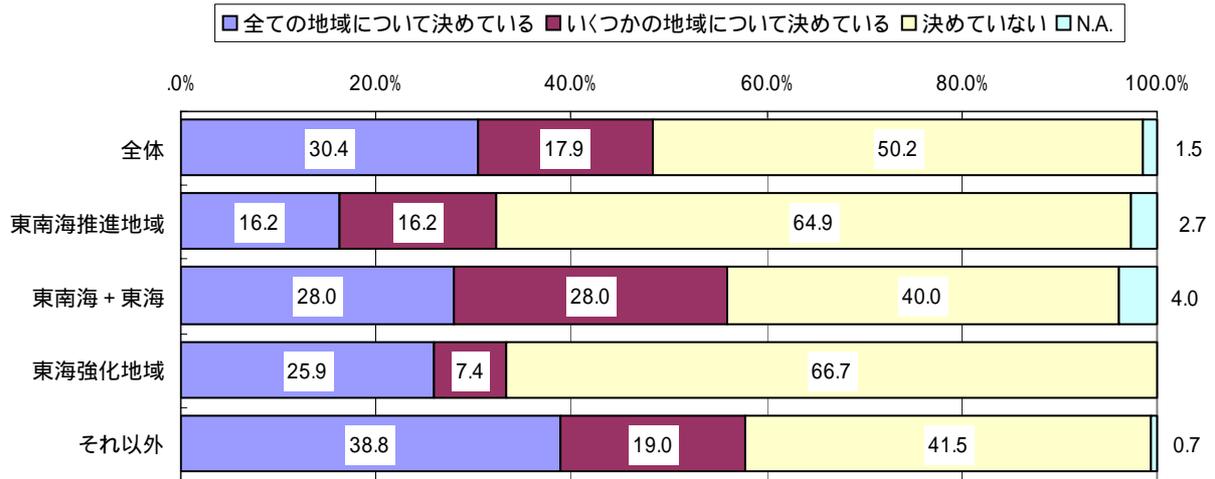


図 2.9 津波の危険予想地域を対象とした避難実施計画の決定 (N=273)

また、避難実施計画において、高齢者、子ども、病人など災害弱者と呼ばれる災害時要援護者の保護のための避難施設を決めている自治体は、全体で 15.8%とまだ 2 割に達していなかった (図 2.10)。とくに、避難施設が決まっていない割合が高い自治体は東南海・南海地震推進地域で、6.8%に過ぎなかった。この問題についても早急な対応が必要である。

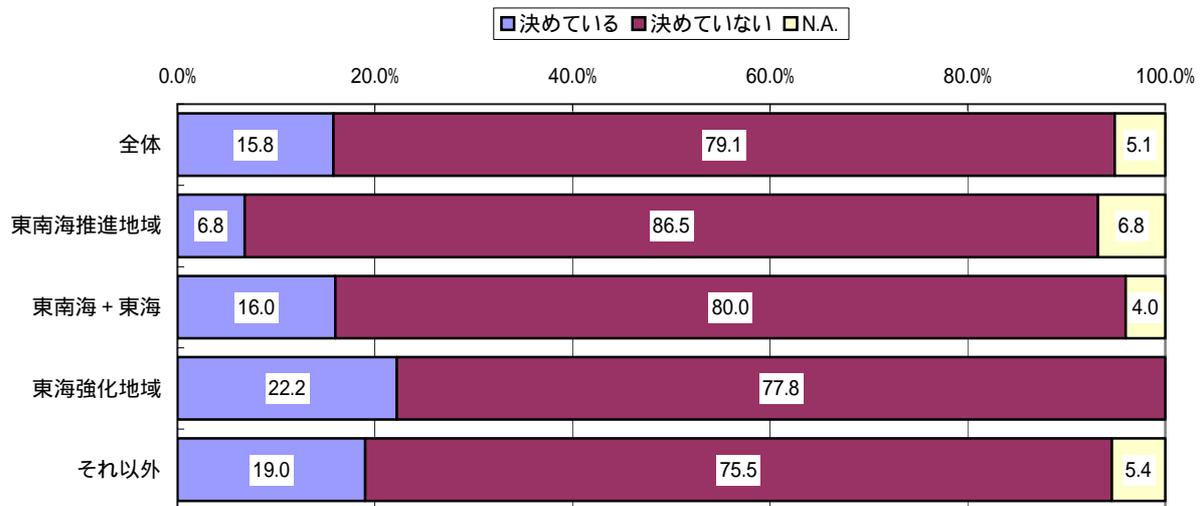


図 2.10 高齢者、子ども、病人など災害弱者保護のための施設の決定 (N=273)

2.3 津波対策の訓練・研修

津波対策の計画が万全なものであったとしても、実際の災害発生時にその計画がスムーズに運用されるかどうかは、その計画に基づいてがどれくらい訓練が行われているにかかっていると見える。では、それぞれの地域で津波対策の訓練がどの程度実施されているのだろうか。

一番最近に実施された津波防災訓練の参加者について見ると、平均参加者数は全体で874.38人、住民の19.7%程度が参加していた。続いて、その津波防災訓練の実施頻度を見ると、図2.11のような結果が得られた。これを見ると、全体では1年に1回以上訓練を行う自治体が約5割程度であることがわかった。また、2～3年に1回程度行う自治体が8.1%、ほとんどしていない自治体が34.8%あることから、津波防災訓練はまだ十分とはいえないレベルにとどまっていた、訓練が行き届いているとは言い難い状況にある。

東南海・南海地震推進地域と東海強化地域の両方に指定された自治体では、津波防災訓練が年に1回以上実施されている割合が他の自治体とくらべると高いが、それ以外の地域では、津波防災訓練が実施されている割合が低いことがわかった。津波の避難には、津波特有のスピードや地理特性を反映させた避難訓練が必要であり、訓練のさらなる徹底が求められる。また、調査対象の全自治体の自主防災組織の組織率は全体の自治体で平均4.74割であったが、その組織率の低さが、避難訓練の低調さの原因の1つかもしれない。

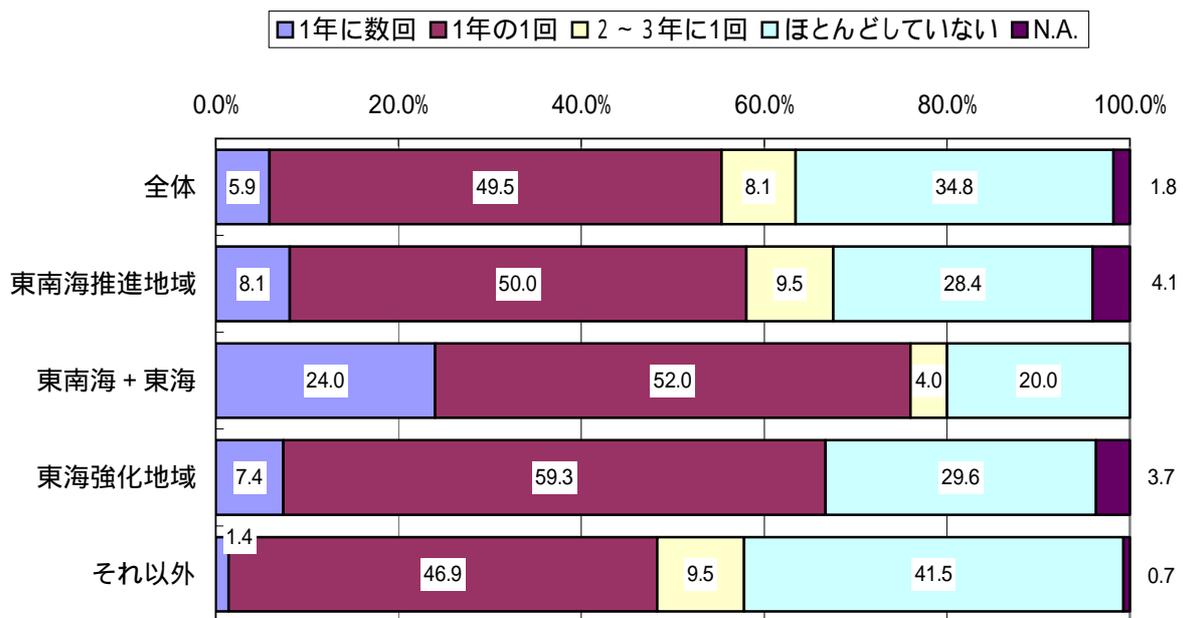


図 2.11 津波防災訓練の実施頻度 (N=273)

次に、ふだんから、自治体職員に対して大地震に関する研修がどの程度実施されているかを示したのが図2.12である。全体で見ると、過半数の56.4%が研修を「したことはない」と答えている。研修を行ったことがない自治体の割合がもっとも少ないのは東南海・南海地震推進地域と東海地震強化地域の両方に指定された自治体で16%であるが、それ以外の地域で研修を実施していない自治体は3割から7割にのぼることが明らかとなった。今後、さらに自治体職員への研修が徹底して行われる必要がある。

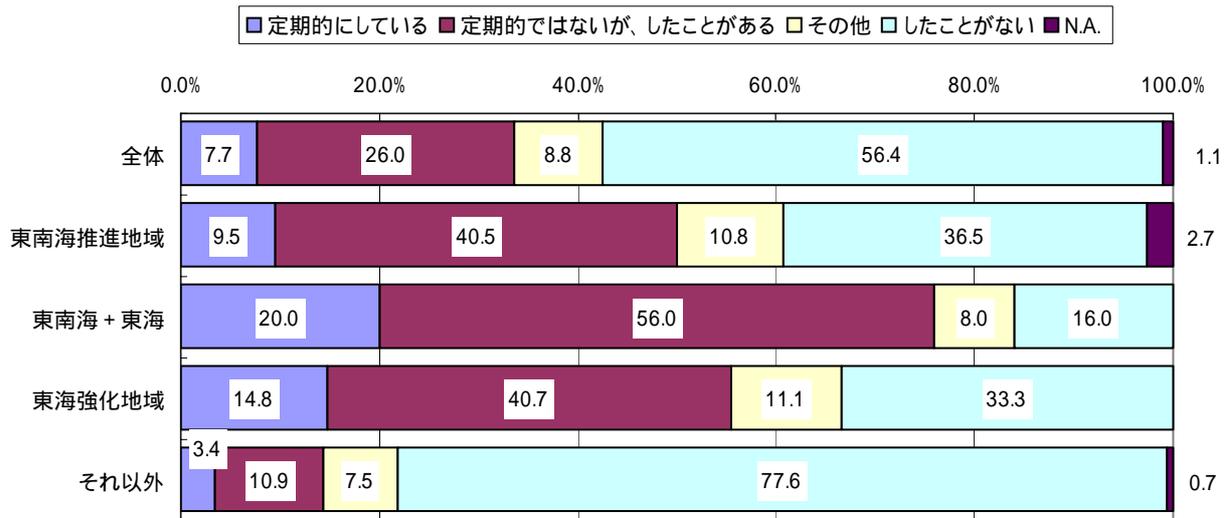


図 2.12 職員に対する大地震対策の研修実施について (N=273)

続いて、自治体職員が大地震に備えた訓練を実施している割合を示したのが図 2.13 である。これを見ると、「定期的に行っている」自治体は全体で 33.7%、「定期的ではないが、したことがある」自治体が全体で 23.4%、「したことはない」自治体が 35.2% あることがわかる。これも地域差が大きく、地震訓練を定期的に行っている割合が高いのは東南海・南海地震推進地域と東海強化地域の両方に指定された自治体（64%）と、東海強化地域に属する自治体（77.8%）であるが、反対に東南海・南海地震推進地域では定期的に行っている自治体は 24.3%、それ以外の地域では 25.2% に過ぎなかった。地域住民を災害から守る義務を持つ自治体職員の中で研修や訓練がまだ徹底されていない現状は大きな問題であり、自治体の側にも災害に対する研修や訓練の徹底という意識改革が必要であろう。

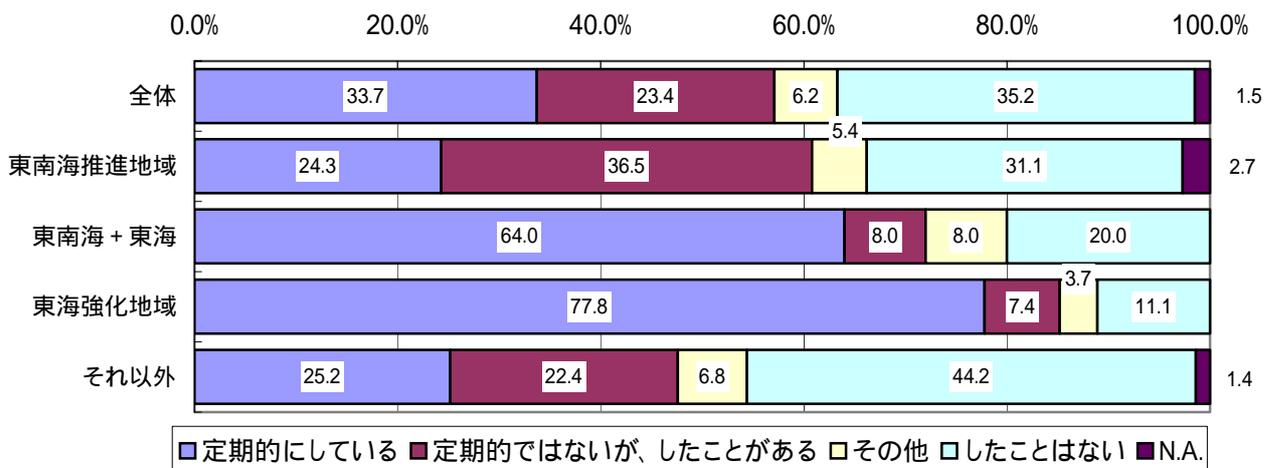


図 2.13 職員に対する大地震対策の訓練実施について (N=273)

3 . 津波情報の伝達

3.1 津波に対する避難行動と「情報待ち」

津波は、場所によっては、発生から数分で到達する場合がある。そのため、津波来襲の可能性のある地域の住民は、大地震が発生した場合、地震の揺れを感じたら津波警報や避難勧告を待たずに、速やかに避難をしなければならない。しかし、最近の事例を見ると、避難をするかどうかの意思決定を行う場合、テレビ、ラジオ、自治体などからの情報を待って避難する住民が少なくないようである。

それでは、今回調査を行った地域の自治体は、住民の間にこのような「情報待ち」の傾向があると懸念しているのだろうか。

回答を見ると、全体で、「『情報待ち』の懸念がある」と回答した自治体が68.9%と、7割近くを占めていることがわかった。これを、地域別に見ていくと、東南海・南海地震推進地域で「情報待ち」の懸念があると回答した自治体が79.7%であったのに対し、東海地震強化地域は51.9%であり、東海地震強化地域で「情報待ち」を懸念している自治体は、東南海・南海地震推進地域の自治体に比べて少なかった。

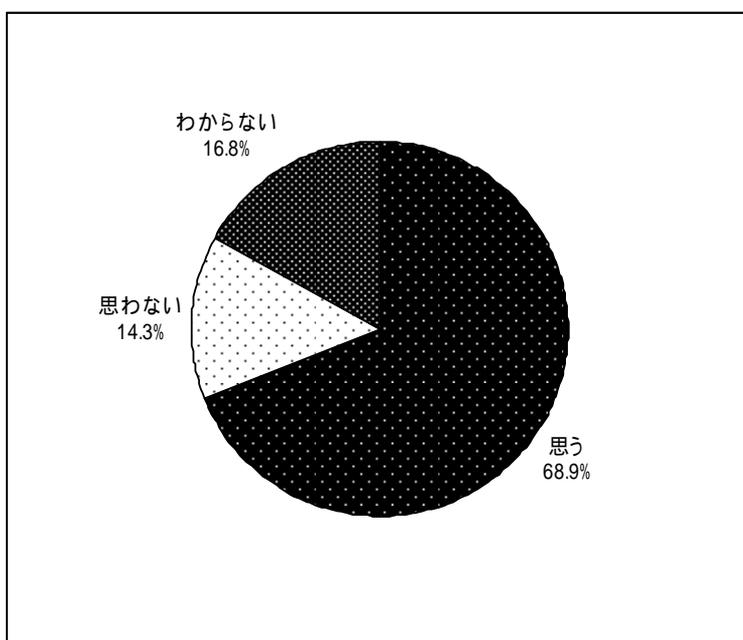


図 3.1 「情報待ち」の懸念 (N = 273)

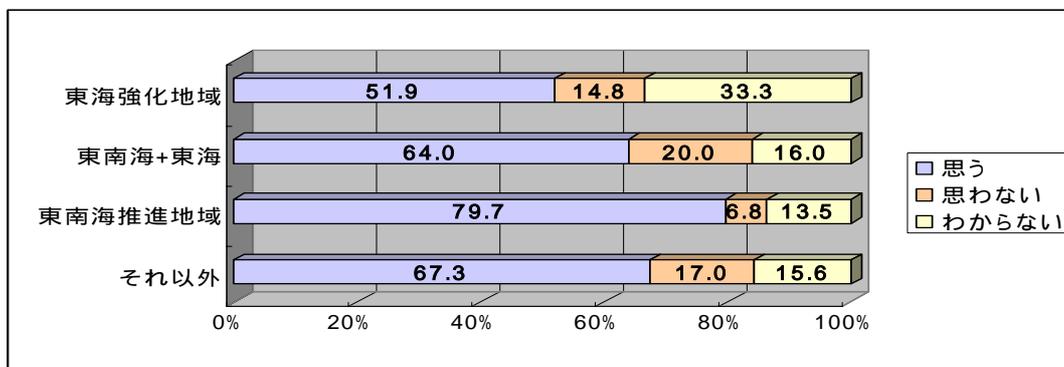


図 3.2 「情報待ち」の懸念 < 地域別 > (%)

3.2 津波に対する警戒の呼びかけの方法

各自治体では、地震が発生した際に、気象庁が津波予報を発表する以前に、住民へ津波に対する注意の呼びかけを行うことを考えているのだろうか。また、考えているとすれば、どのような方法を検討しているのだろうか。

この質問について全体の回答を見ると（複数回答）「広報車で注意を呼びかける」と回答した自治体が 60.1%と最も多く、次いで、「職員などが防災無線などで注意を呼びかける」が 58.6%、以下、「自動的に防災無線で注意を呼びかける」が 26.0%、「自主防災組織を通じて呼びかける」が 23.8%、「その他」が 19.4%、「注意の呼びかけはしない」が 3.7%であった。「その他」の内容としては、有線放送、消防無線、サイレン・半鐘、コミュニティFM放送、CATVなどがあがっていたが、その他には、ヘリコプターやセスナ機で広報するという自治体もあった。

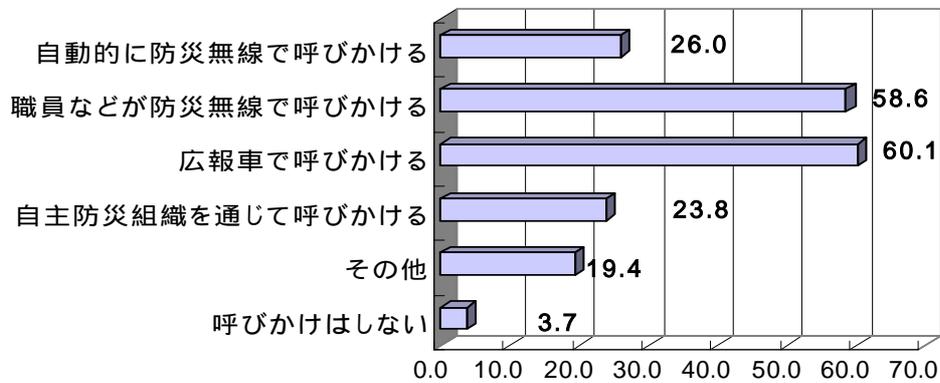


図 3.3 津波に対する注意の呼びかけの方法〔M.A.〕(%)

これを、地域別に見ると表 3.1 のようになる。津波の場合は、発生から来襲までの時間が短いため、地域住民に対して速やかに伝えることが求められる。したがって、広報車や自主防災組織を通じて呼びかけるという方法では、伝達に要する時間が長く、住民の対応役場が地域の住民に同時に伝えられるような設備が必要となってくる。特に、津波のよう

表 3.1 津波に対する注意の呼びかけの方法〔地域別〕〔M.A.〕(%)

	東南海地震 推進地域	東南海 + 東海	東海地震 強化地域	その他
自動的に防災無線で呼びかける	21.6	48.0	37.0	22.4
職員などが防災無線で呼びかける	47.3	60.0	55.6	64.6
広報車で呼びかける	48.6	60.0	66.7	64.6
自主防災組織を通じて呼びかける	32.4	44.0	48.1	11.6
その他	29.7	12.0	7.4	17.7
呼びかけはしない	6.8	4.0	3.7	2.0

が遅くなってしまう。そのようなことから、緊急時の情報伝達のためには、防災無線など、1分1秒が問題となるような現象に対する呼びかけには、自動的に放送するシステムが望ましい。津波に関する避難の呼びかけを迅速に行うために、防災行政無線の自動放送化の推進が、大きな課題となっている。

3.3 自治体の津波防災計画について

次に、各自治体では、津波に対してどのような防災計画が用意されているかをみると、最も多かったのは、「地域防災計画の中に津波防災対策を扱った章がある」自治体の67.4%で、地域防災計画において津波防災対策を扱っている記述のある自治体（「地域防災計画のなかに津波防災対策編がある」と「地域防災計画のなかに津波防災対策を扱った章がある」の計）は83.9%になった（図3.4）。また、「その他」の回答の中には、「地震防災対策編の中で扱っている」というものもあり、何らかの形で地域防災計画に、津波防災の記述がある自治体は、約85%にのぼっていた。

この結果を地域別に見ていくと（表3.2）、「地域防災計画」に「津波防災対策編」がある自治体は、東海地震強化地域よりも東南海・南海地震推進地域の方が多いことがわかる。

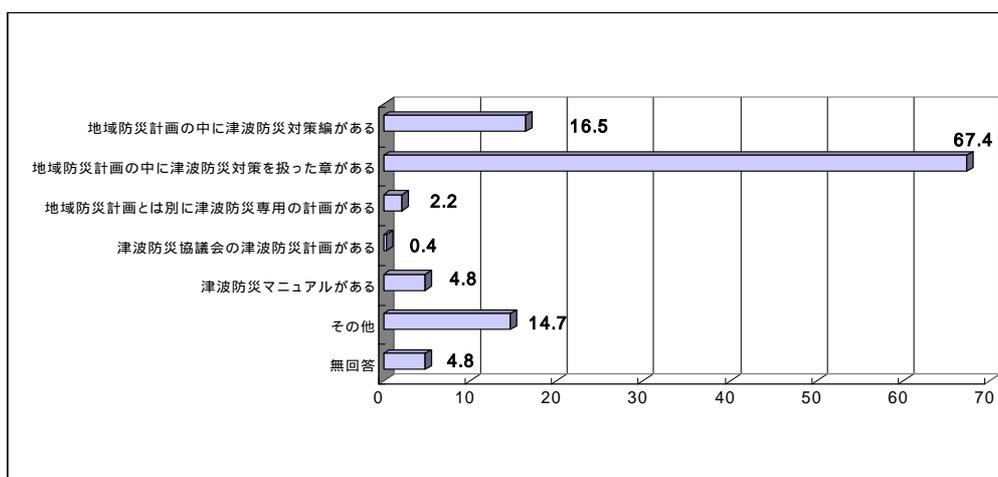


図 3.4 津波に関する防災計画〔M.A.〕(%)

表 3.2 津波に関する防災計画〔地域別〕〔M.A.〕(%)

	東南海地震 推進地域	東南海 + 東海	東海地震 強化地域	その他
地域防災計画のなかに津波防災対策編がある	18.9	12.0	3.7	18.4
地域防災計画のなかに津波防災対策を扱った章がある	54.1	76.0	70.4	72.1
地域防災計画とは別に津波防災専用の計画がある	1.4	0.0	0.0	3.4
津波防災協議会の津波防災計画がある	0.0	0.0	0.0	0.7
津波防災マニュアルがある	4.1	4.0	3.7	5.4
その他	24.3	16.0	11.1	10.2

3.4 津波予報と津波対策の連動

次に、気象庁が発表する「津波警報」や「津波注意報」などの津波予報の発表が、各自治体の津波対策に連動しているかどうかについての質問に対する回答を見ると、「職員の非常参集の基準と連動している」と回答した自治体が最も多く60.8%で、次に多いのが「避難勧告の発令基準と連動している」と回答した自治体で、36.3%であった。そして、「津波予報と避難勧告などは連動していない(適宜対応)」という自治体が29.7%と3割近くを占めていた(図3.5)。

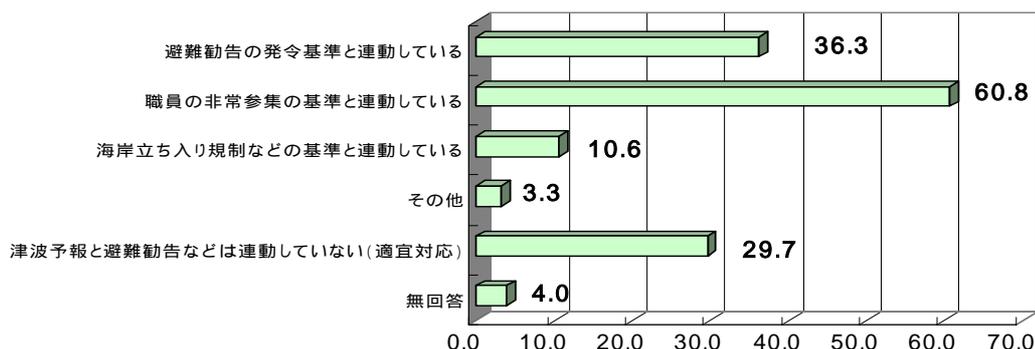


図 3.5 津波予報と自治体の津波対策の連動 [M . A .] (%)

繰り返し強調しているように、津波に対する避難は1分1秒が大事であるから、津波警報と避難勧告が連動していることが必要であり、自治省消防庁ではしばしばこのような仕組みを作るように通達を出しているが、なかなか徹底しないのが現状である。

また、この結果を地域別に見ていくと、津波予報が避難勧告の発令基準と連動している自治体は、東海地震強化地域よりも東南海・南海地震推進地域に多いことがわかる(表3.3)。これは、東海地震強化地域の自治体は、「警戒宣言」の発表、つまり地震予知を前提とした防災対策を考えているところが多く、東海地震の場合、地震が発生する以前の警戒宣言の発表などの段階で、津波来襲の危険がある地域の住民は安全なところに避難するケースが多いことが、このような数値に表れているのではないかとと思われる。

表 3.3 津波予報と自治体の津波対策の連動 [地域別] [M . A .] (%)

	東南海地震 推進地域	東南海 + 東海	東海地震 強化地域	その他
避難勧告の発令基準と連動している	44.6	28.0	18.5	36.7
職員の非常参集の基準と連動している	60.8	56.0	63.0	61.2
海岸立ち入り規制等の基準と連動している	8.1	12.0	7.4	12.2
その他	2.7	4.0	7.4	2.7
津波予報と避難勧告などは連動しておらず、適宜対応する	24.3	32.0	29.6	32.0

3.5 津波予報の伝達手段

津波警報などの津波予報が発表された場合、各自治体は、その津波予報を住民にどのような手段で伝えているのでしょうか。

この質問についての回答をみると、全体では、最も回答が多いのが広報車の84.2%、次いで防災無線の78.8%であった(図3.6)。「その他」の内訳としては、有線放送、消防無線、サイレン、電話の連絡網、電話の一斉同報システム、コミュニティFMなどがあるが、中には、アマチュア無線、ヘリコプター、セスナ機などをあげている自治体もあった。

この結果を、地域別に見ていくと、防災無線による伝達を回答した自治体は、「東南海・南海+東海」の地域で最も多く、広報車は東海地震の強化地域が最も多かった(表3.4)。

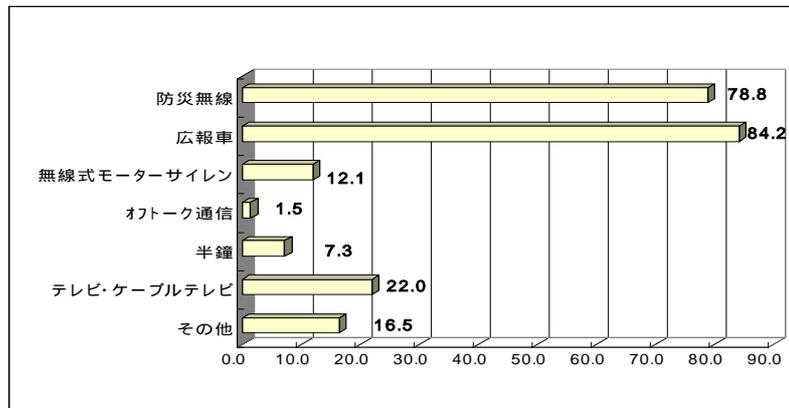


図 3.6 津波予報を伝達する手段 [M . A .] (%)

表 3.4 津波予報を伝達する手段 [地域別] [M . A .] (%)

	東南海地震 推進地域	東南海 + 東海	東海地震 強化地域	その他
防災無線	73.0	92.0	85.2	78.2
広報車	78.4	84.0	92.6	85.7
無線式モーターサイレン	16.2	0.0	14.8	11.6
オフトーク通信	1.4	4.0	0.0	1.4
半鐘	4.1	8.0	22.2	6.1
テレビ、ケーブルテレビ	28.4	28.0	37.0	15.0
その他	18.9	16.0	7.4	17.0

3.6 緊急情報の夜間の受付

次に、津波予報など緊急を要する情報が夜間に入った場合、各自治体はこれをどのように受け付けているのかについての回答を見ると、全体では、「役所の宿直が受ける」が83.2%と最も多く、次いで「消防で受ける」が45.4%であり、「そのような体制はない」と回答した自治体は0であった(図3.7)。また、「その他」としては、「警備員が受け取る自治体や、防災担当者に連絡が入る自治体、あるいは防災行政無線などの自動放送によって連絡する自治体などがあった。地域別で見た結果は、表3.5のとおりである。

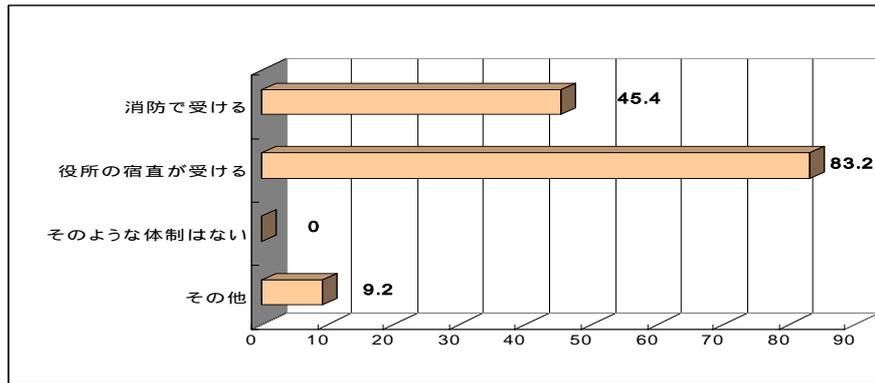


図 3.7 夜間の情報受付〔M.A.〕(%)

表 3.5 夜間の情報受付〔M.A.〕(%)

	東南海地震 推進地域	東南海 + 東海	東海地震 強化地域	その他
消防で受ける	45.9	48.0	37.0	46.3
役所の宿直が受ける	78.4	88.0	77.8	85.7
そのような体制はない	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	10.8	12.0	7.4	8.2

3.7 小括

この結果を見ていくと、津波に対する情報伝達の体制は、各自治体である程度は整備されているようである。しかし、津波予報や避難勧告など、緊急を要する情報伝達について、例えば町内会長に電話で連絡したり、電話連絡網で伝えるといった体制の自治体は、速やかに見直す必要があるだろう。他の災害と違い、津波は、1分1秒単位の差が人命を脅かすものである。ある程度の地震の揺れが感じられた場合、または津波警報が発表された場合に、自動的に、かつ速やかに住民に伝えるシステムの構築が急がれる。

それから、他の地域にくらべて地震防災対策が進んでいるとされる「東海地震強化地域」が、必ずしも津波対策が万全とはいえないことは注目すべき結果であった。これは、一つには、震源域の新たな見直しによって100近くの自治体が地震防災強化地域に組み込まれたため、そのような自治体ではまだ津波対策が進んでいないこと、もう一つは、前述のように、予想される東海地震は、地震予知を前提とした災害対策を行っているため、津波の危険地域の住民は、警戒宣言などの発表によって（地震の発生前に）避難を行うことになっており、そのため、突発的な地震による津波対策が、必ずしも徹底していない自治体が少なくないように思われる。心配される東海地震が必ずしも予知されるとは限らず、また東海地震以外の地震（予知されずに発生する地震）によって津波が発生する可能性もあるので、東海地震強化地域の自治体は、このことをよく検討しておく必要があるのではないだろうか。

4 . 避難対策

4.1 避難計画

次に避難計画について見てみよう。

まずは、避難場所の指定についてである。

地震時の避難場所には、地域住民が一時的に集まる一時避難場所、家を失った人が緊急避難的に生活するための避難所（防災拠点）、広域的な火災時に逃げ込む広域避難場所、そして津波に備えて避難する津波避難場所など、目的に応じてさまざまな種類がある。多くの自治体では、小・中学校、公民館等を中心とした公共施設を避難場所に指定しているが、これは、自宅で生活できなくなった人が生活するための防災拠点的な性格が強い。

しかし津波避難に必要な条件は、これらとは異なっている。第一に、当然ながら、津波の被害を受けない高い場所、つまり高台、または3階建以上の堅牢な建物などでなければならない。第二に、避難は急を要するので、避難場所は、自宅や職場からできるだけ近くにある必要がある。第三に、津波によって被害を受ける可能性のある時間は、多くの場合半日程度なので、そこで長期間生活する必要はなく、屋外や私有の建物でもいい。

このように考えると、津波に対する避難場所は、他の災害の避難場所とは別に指定するほうが望ましい。そこで今回の調査で、津波時の避難場所の指定について聞いたところ、全体で33.0%、つまりわずか1/3の自治体が、津波時の避難場所を他の災害とは別に指定しているにすぎなかった。地域的に見ると、東南海・南海地震の指定地域は35.1%と、全体とほぼ同じ水準であったが、東海地震の強化地域の場合は18.5%と意外に低かった。さらに、津波時の避難場所を指定していない自治体を見ると、全体では12.1%だったが、東海地震の強化地域では29.6%と他の地域より多くなっている。避難場所指定に関しては、地震対策が最も進んでいると思われる東海地震の指定地域が、むしろ遅れ気味であった。これは、おそらく最近強化地域に指定された自治体の整備率が低いということであろう。

また「その他」の回答を見ると、津波浸水予測図（ハザードマップ）を作成中で、それが完成したらそれに基づいて指定するという自治体がいくつかあった。たしかに、ハザードマップがないと、津波用の避難場所を指定しにくいのもかもしれない。

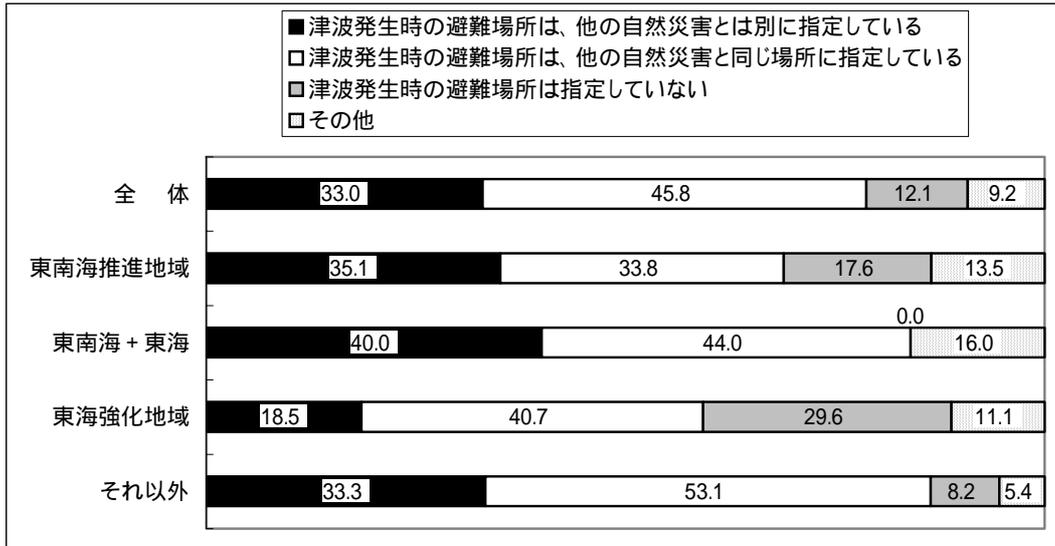


図 4.1 津波発生時の避難場所

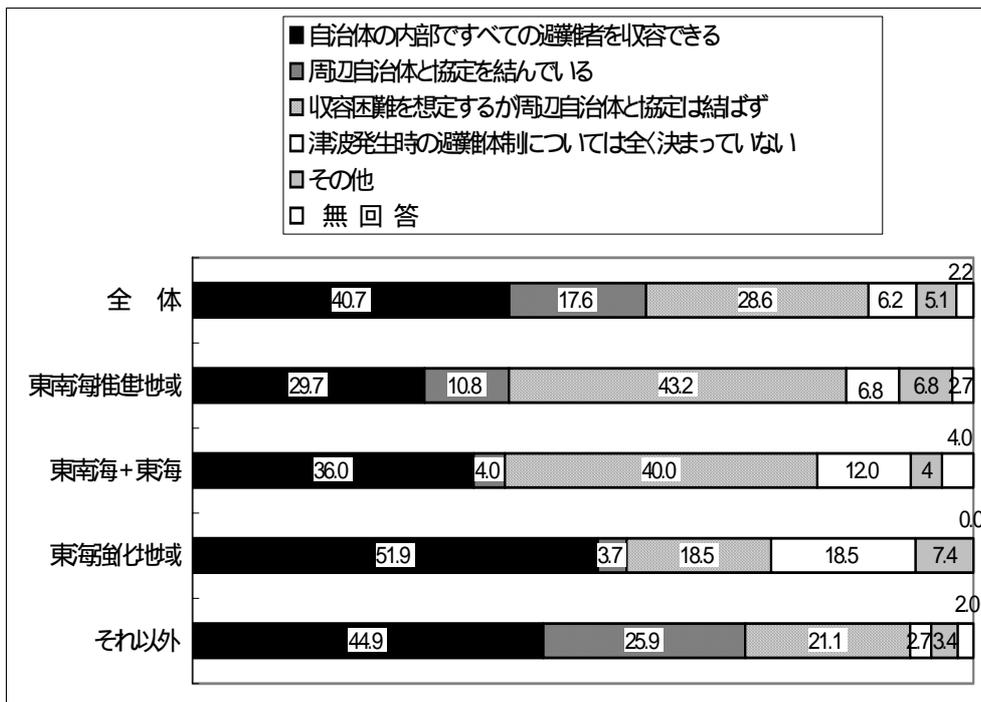


図 4.2 自治体地域内で住民の避難が困難な場合についての想定

次に、自治体の地域内では避難してきた住民の収容が困難な場合について、他の自治体と協定があるかどうかについて質問した。その結果、周辺自治体と協定を結んでいる自治体は全体の 17.6%であった。

地域別に見ると、北海道、東北地方を中心とする沿岸自治体が 25.9%と最も高く、逆に東海地震の強化地域は 3.7%と最も低かった。東海地震の強化地域では、自治体内で収容

できると考える自治体が多いことが影響しているが、一方、北海道、東北地方を中心とする沿岸自治体では自治体内で収容できるという自治体が比較的多いにもかかわらず、協定を結んでいるところが多く、この面では進んでいるといえるだろう。

次に避難計画についてみると、津波時の避難経路を指定し、公表している自治体は全体の15.4%であり、まだ少数にとどまっている。地域的には北海道、東北地方などの自治体が19.0%とやや多めであるが、一方、東海地震、東南海・南海地震の指定地域ではいずれも1割程度と、低くなっている。また、交通規制箇所を決めているのは全体の8.1%とさらに少ない。地域別にみると、ここでも北海道、東北地方などの自治体が11.6%とやや多かったが、東海地震、東南海・南海地震の指定地域では5%にも満たなかった。津波避難計画についても北日本を中心とした自治体のほうが進んでいる。

その一方で、避難時における自家用車の使用規制は、東海地震の強化地域で多く行われている。これは津波時に限った規制ではなく、地震発生時の取り決めとして行われたものが津波にも援用されていると考えられる。北海道、東北地方などは過疎地や寒冷地が多く、自家用車による避難が一般的になっているが、東海地方は過密であり交通渋滞の危険が高いこと、また温暖なところが多いため、徒歩による避難で間に合うと考えられているからであろう。

次に、避難後の計画について質問した。

津波災害時の避難場所の設置については全体の2 / 3 (66.3%)が計画を持っていた。避難所の設置は地域防災計画の基本事項の一つであるが、「避難所の設置の計画がある」と回答しなかった自治体には、他の災害（地震、水害など）と同じ場所を設定しているところと、具体的な計画を持っていないところがあるようであった。また、仮設住宅の建設、被災者の生活支援、ボランティアの受け入れ態勢などの計画を持っている自治体は、避難所を設置する計画がある自治体のほぼ半数で、全体の1 / 3程度であった。さらに、仮設住宅の入居順序、義捐金の配分方式など、もっと細かい計画まで持っている自治体はいっそう少なく、全体の1割程度になっている。

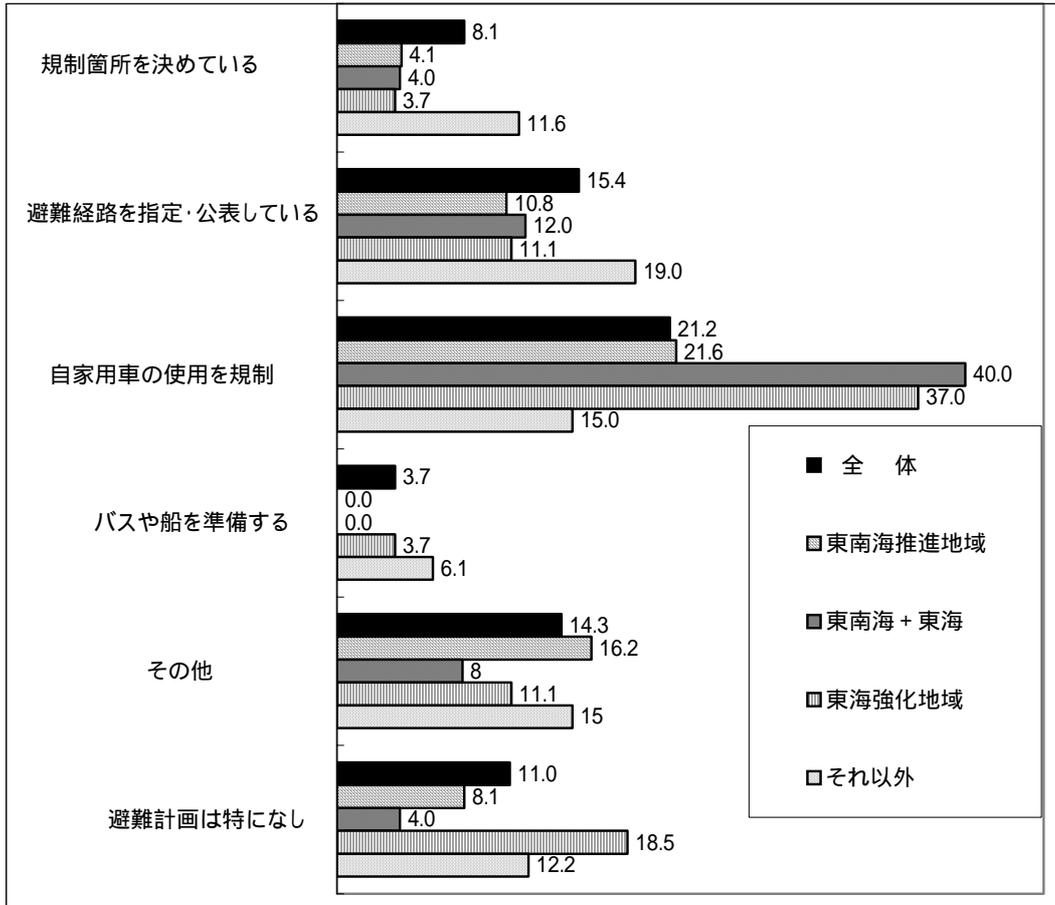


図 4.3 津波発生時の避難計画

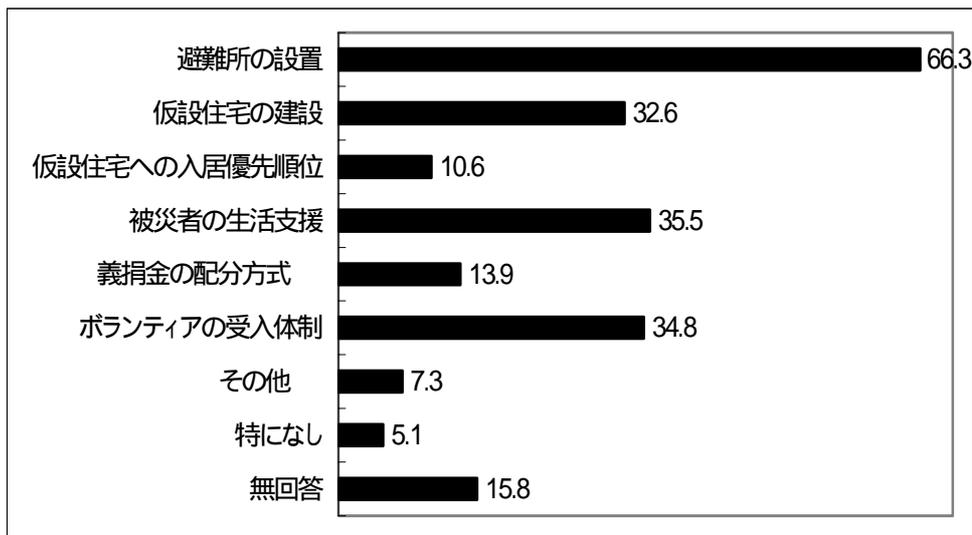


図 4.4 津波災害についてもっている計画

4.2 避難広報

次に、日頃から津波に対する知識をもってもらい、また津波来襲時に緊急避難を促すために行っている広報活動について見てみよう。

まず、災害前の日常の啓蒙活動であるが、最も行われている活動は津波防災訓練で、全体の58.6%の自治体が実施している。これを地域的に見ると、東海地震の強化地域(「東海地震だけ」と「東南海・南海と共通指定」)において実施率が7割を越え、次いで東南海・南海地震の推進地域が62.2%であった。一方、それ以外の地域では実施率が52.4%と低くなっている。

そのほか、講演会などのイベントを行っている自治体は全体の26.7%、学校教育で教えている自治体は全体の16.1%と、いずれも少数にとどまっている。この2つに関しては、東南海・南海地震の推進地域に指定されている自治体(東海地震との同時指定地域も含めて)の実施率が高く、東海地震だけの指定地域やその他の地域では低くなっている。防災訓練は東海地震の強化地域が若干進んでいるものの、日常の広報全体としては、とくに地域による相違はみられなかった。

図 4.5 自治体住民への広報活動の方法

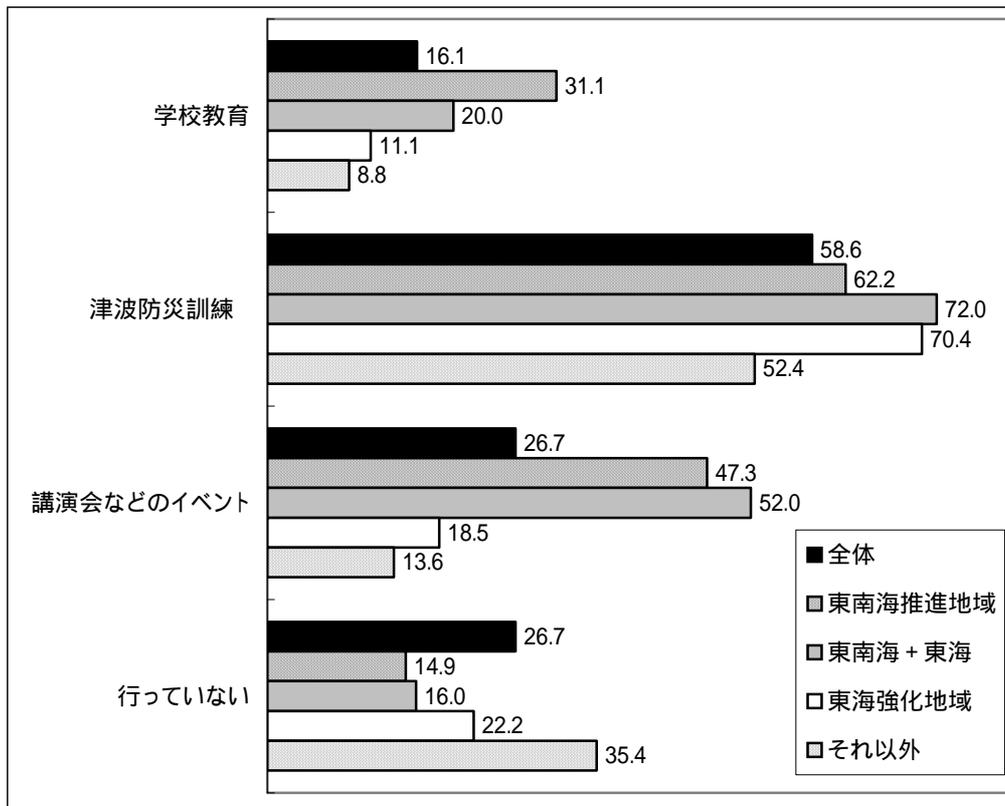
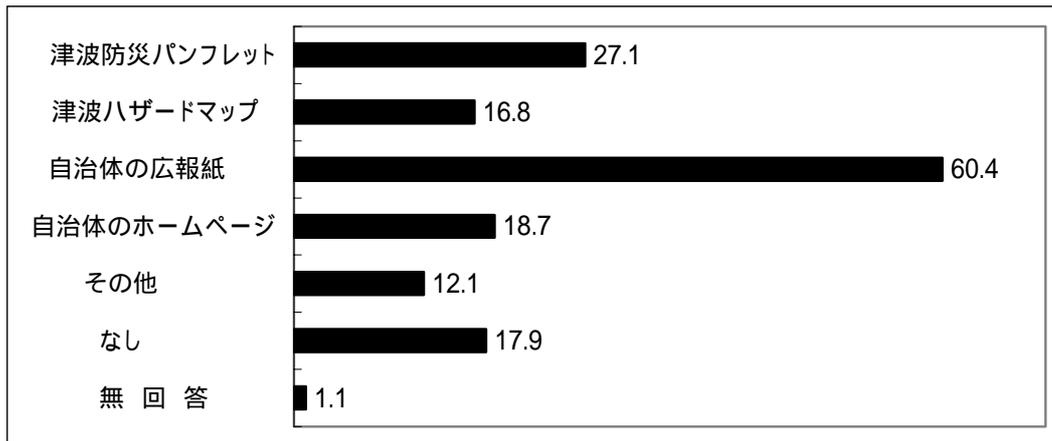


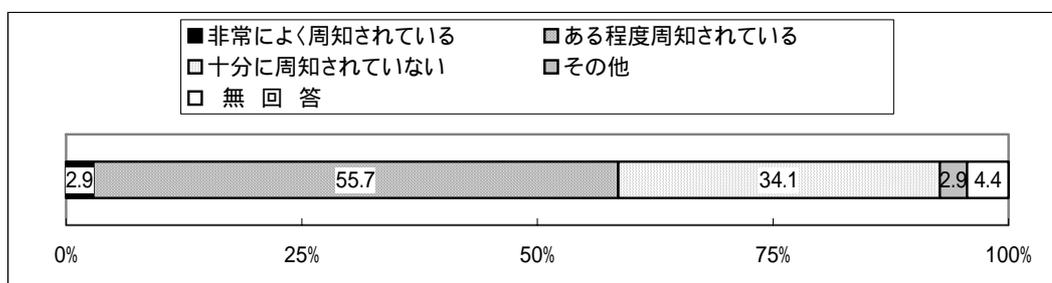
図 4.6 津波への注意に関する情報を広報しているメディア



次に、津波の啓発のために使われているメディアについてたずねたところ、広報紙が最も多く、60.4%であった。それに対して、津波防災パンフレットを使う自治体は27.1%、ハザードマップを使う自治体が16.8%にすぎなかった。津波に特化したこうした広報活動はまだ進んでいないといえよう。

次に、自治体職員に対して、こうした広報活動の効果を自己評価してもらったところ、非常に良く周知されていると自信を持っているのはわずか2.9%で、ある程度周知されているという回答が55.7%と最も多かった。自治体自身が、津波に関する広報活動が十分だとは感じていないようである。

図 4.7 広報活動の周知度



ところで、2003年十勝沖地震による津波の犠牲になったのは、地域住民ではなく、釣り客であった。このことから、住民以外への津波広報活動が重要なことがわかる。そこで、観光客などへどのような広報活動をしているかについてたずねたところ、海岸線に掲示板を設置している自治体が27.8%にとどまり、逆に、何もしていない自治体が60.8%であった。観光客など、住民以外への対策はきわめて遅れているのが現状である。

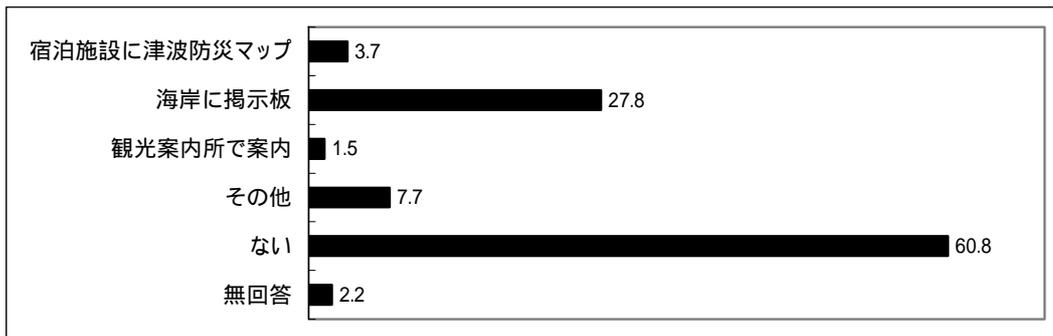


図 4.8 観光客などへの広報活動の手段

4.3 津波ハザードマップ

津波ハザードマップは津波浸水予測図ともいわれ、どの地域まで津波が及ぶかという被害予測と、避難場所・避難経路・避難時の心得など防災情報が書かれた地図のことである。この地図は津波防災の基本となるため、政府では、国土庁等が1998年に「津波災害予測マニュアル」を作ったり、2002年に内閣府が「高潮・津波ハザードマップ研究会」を発足させたりして、自治体のハザードマップ作りを促進しようとしているが、なかなか進んでいないのが現状である。たとえば北海道新聞（2003年9月28日）によると、北海道太平洋沿岸で、津波ハザードマップやそれに類するパンフレットなどを持っていない自治体は、45市町村中26市町村にのぼっていたという。

今回の調査では、全体の23.8%の自治体で津波ハザードマップがあった（23.1%が自治体で制作、0.7%が津波防災協議会で制作）。また、現在作成中の自治体が13.9%あったものの、残りの6割以上の自治体では作成の計画もない状況であり、全国的にみて津波ハザードマップの作成は遅れているといえる。

地域的に見ると、東海地震および東南海・南海地震の指定地域では3割を超える自治体が作成済みで、若干進んでいる。そして、東南海・南海地震の推進地域では現在作成中のところが多い。一方、北海道、東北地方などの沿岸自治体では19.0%と遅れ気味である。また、現在作成中のところも少ない。これらの地域では現状も今後も作成が不活発で、特に制作促進策が必要な地域といえよう。

次に、ハザードマップをすでに作成済みの自治体に更新経験をたずねたところ、27.7%が更新していた。これを地域的に見ると、東海地震の強化地域だけに指定されている自治体が50.0%と最も高くなっている。

次に作成したハザードマップの配布方法だが、更新したら配布するという自治体はマップを作成している自治体の60.0%であった。更新した自治体は27.7%なので、この数字には更新していない自治体も含まれている。従って、その意味するところは、作成したら市民に配布するというところで、これはある意味で当たり前といえる。問題なのは、転入者に

配布しているのが、ハザードマップ作成済みの自治体の26.2%にとどまっていることである。特に、人口移動の多い都市部ではハザードマップ作成時にかなり多めに印刷しておく必要があるだろう。

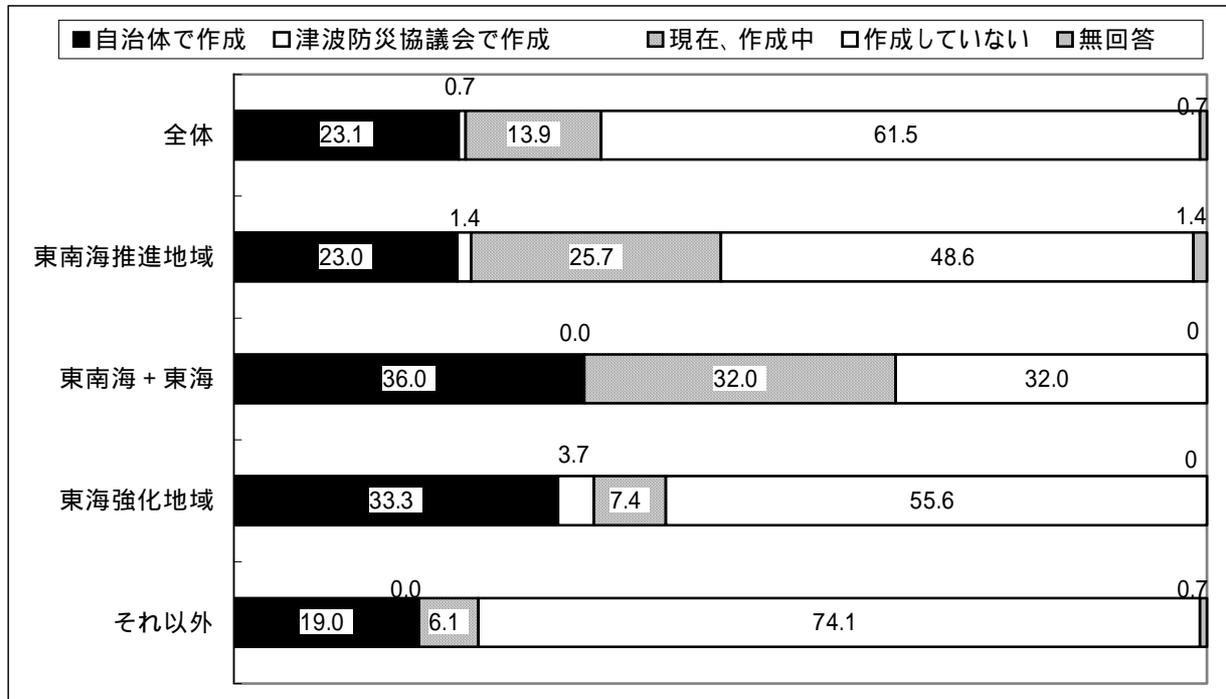


図 4.9 津波防災マップの作成の有無

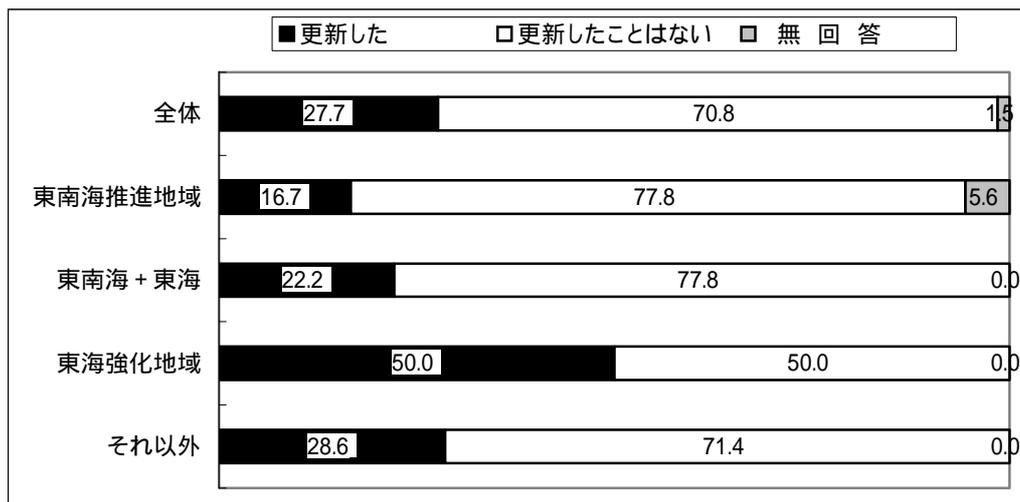


図 4.10 津波防災マップの更新経験

そのほか、配布の際に集会やイベントを行うところは 7.7%、重要施設への指導教育を行うのは 4.6%とほとんどなかった。ハザードマップは作成して配布したら終わり、という自治体が多いのが現状である。せっかく作成したハザードマップなのだから、他の津波啓発活動とあわせて、より有効に活用する必要があるだろう。

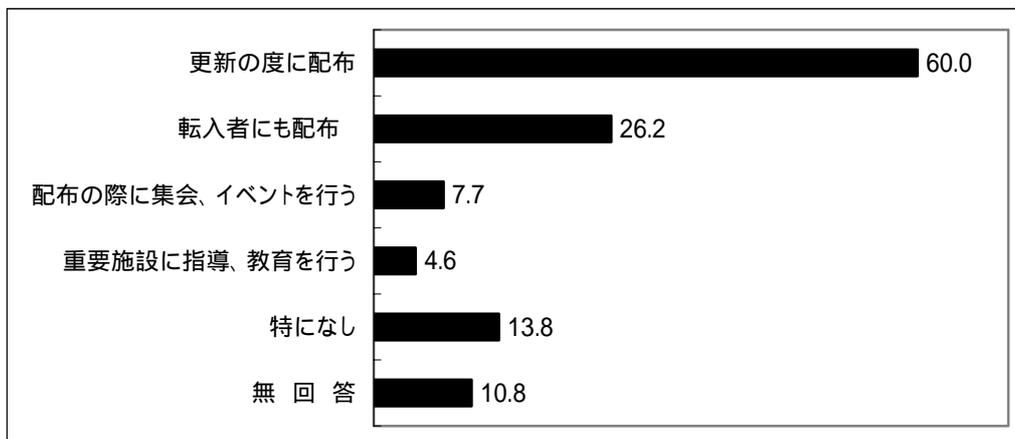


図 4.11 マップの配布方法

5 . おわりに

5.1 地域指定と津波経験

以上、沿岸自治体の津波対策の現状について述べてきた。

全体的にいえば、津波対策は、まだまだ十分とはいえない。すなわち、防災行政無線によって津波警報を伝達する自治体は 8 割程度あるものの、津波ハザードマップを持っている自治体は 2 割強にとどまっていた。その他、避難計画の策定、警報と避難勧告の連動、津波避難場所の別指定など、各種の津波対策を行っていない自治体も多かった。

地域別に見ると、東海地震の強化地域にくらべて、東南海・南海地震対策の推進地域に新たに指定された地域では、津波対策が遅れているのではないかという点もある。たしかに、防災無線の設置率やハザードマップの作成率などいくつかの点でそうした傾向は見られたが、その差は思ったより大きいものではなかった。逆に、東海地震の強化地域だけに指定されている地域で対策が遅れる傾向もあった。これは静岡県を中心とするこうした地域が、安政の東海地震以来、長い間、大きな津波を経験したことがないのに対して、東南海・南海地震の推進地域では、津波をともなった東南海地震(1944年)や南海地震(1946年)を体験した人がまだ多数生存しており、津波災害の記憶が残っているからと思われる。東海地震と東南海・南海地震の両方に指定されている地域は、多くの項目で最も対策が進んでいたが、それは、東海地震の強化地域に指定されたことによる行政上のバックアップと、地域の津波体験が重なったためではないだろうか。

5.2 自治体が考える問題点

次に、津波対策の問題点について、自治体自身はどう考えているのかみてみよう。

自治体自身の考える問題点は、実に様々で、はっきりした傾向はみられなかった。

しかし、ある自治体は次のように回答している。ひょっとするとこれが全体像を示しているのかもしれない。

表 5.1 ある自治体の回答例

正直言って問題だらけです。 ・ハードの整備の遅れ→しかしハードには限界がある。財政難 ・人と人とのつながり（本来の意味の自主防災組織） ・情報連絡体制 ・救助体制 ・応急医療体制 ・二次避難体制 etc.（和歌山県 26）

やるべきことから順を追って、いくつかあげられた回答をあげながら、具体的な問題を見ていくと、次のようになる。

まず、津波対策の基本となる被害想定やハザードマップの策定ができていないという問題が、いくつかの自治体からあげられていた。

表 5.1 基本となる被害想定・ハザードマップ

- ・被害想定があいまいなので、具体的な対策が担当している職員にもわかりにくい。また、他の職員に計画の中身が周知されていない。（静岡県 25）
- ・浸水予測図を有効に活用して、住民の避難体制を確立していくこと。（和歌山県 222）
- ・詳しい海拔調査資料が不足している。 ・当町では、海岸沿線の県・町道が狭く、避難路を指定することが難しい。（神奈川県 158）

次に問題となるのは、明確な浸水予想・被害予想に基づく、具体的で実際的な計画の策定がないことである。これについてはかなり多くの自治体で不安を抱えているようである。

表 5.2 具体的で実際的な計画の欠如

- ・地域防災計画の地震編で津波対策について触れているだけで、「津波防災計画」は策定していないので、津波の対応マニュアルを策定し、具体的な対策を講じていかなければならないと考えている。（青森県 198）
- ・紙面等の防災計画を、実際の行動計画及び行動に結びつけていくか。（宮城県 227）
- ・しっかりした計画が成されてないので、運用できないと思われる。よって、県が策定する防災計画を参考のうえ、検討していきたい。また、各部、各課で対応すべき事態に対処するマニュアルを作成する必要がある。（宮城県 233）
- ・実状に合わせた計画の策定（愛知県 269）
- ・地震の強化地域に指定され、地震防災規定の見直しや、その対策をしているところではありますが、水防に関する規定はあるものの、津波に関する規定は、詳しく定められていません。（愛知県 298）

そして、実際の問題としては、避難路や避難場所の確保ができていない、水門や陸閘(りくこう)の自動閉鎖装置がない、などといった問題が指摘されている。

表 5.3 実際の問題

<p>< 避難路・避難所の確保 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、津波の専門的知識がないため避難地、避難場所、避難路の安全性が問題である。・津波到達時間が早いため、一部の地区で避難場所等がない。(和歌山県 63) ・避難場所及び避難路の策定(和歌山県 104) ・沿岸地区(2カ所)に避難所はあるが、施設が古く、十分な設備がない(小学校等の避難所まで、3~5kmある)。(北海道 151) ・突発地震に対応できる避難地(500m以内の高台等)が確保できていない。(静岡県 261) <p>< 水門・陸閘の自動閉鎖 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高潮災害を考慮して整備されたものであるため、地震時の破損、防潮扉の動作不良が懸念されます。(三重県 141) ・水門は自動閉鎖式となっておりますが、陸閘につきましては手動のため、突発型の地震に対し閉鎖が困難(東海地震は当初予知型という事で整備しました)(静岡県 148) ・防潮施設の閉鎖体制の構築(24時間対応)(兵庫県 192) ・自動の開閉の水門対策。(和歌山県 243)
--

次に、各種の津波対策を促進したり阻害する要因についてまとめると、まず阻害要因としては、地域の津波経験のなさ、市町村合併などがあげられていた。津波経験のなさを問題視している自治体は、意外にも津波経験が少なくないと思われる北海道が多かった。市町村合併については、自治体が大きくなるのでスタッフ面の余裕が生まれ災害対策がやりやすくなったり、合併による新たな起債で災害対策をおこなうなど、プラスの面も考えるが、現状では人員削減や合併後の対策待ちなどが、阻害要因として考えられているようである。そして、東南海・南海地震の対策推進地域に指定されたという事実は、自治体が新たに津波対策を防災計画に盛り込むなどの点で、防災対策の促進要因になりそうだが、現在段階では、まだはっきりした効果は現れていないようである。

表 5.4 対策を左右する要因

<p>< 津波経験のなさ ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災教育が過去に津波による大きな被害がない地域の大きな課題であり、これが避難も含め、津波防災が進まない障害となっている。(北海道 18) ・災害記録の中に津波での人的被害がなく、地震多発地帯ではあるが、住民の津波に対する危険認識度は低いと考えられ、啓発が重要である。(北海道 100) ・津波やその他の大きな災害経験がなく、住民の危機意識が希薄となっていることは否めない。また災害経験を活かした対策もなく、災害発生時に的確な指示・行動ができるか不安が残る。(北海道 131) ・計画自体については特に問題はないと考えるが、幸いなことに当町において、今のところ津波の被害はないため、いざという時にどの程度計画どおりに行えるかが不安である。(北海道 202)
--

< 市町村合併 >

- ・市町村合併などによる地域防災計画の見直し(北海道 49)
- ・市町村合併を3月にひかえており、今後とも協議の必要性を感じている。(大分県 113)
- ・市町村合併後に改善することとなる。(北海道 134)
- ・合併に向けて人員削減されているので、災害対策が手薄になっている。(三重県 144)

< 対策推進地域の指定 >

- ・当市では、この度東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されたことに伴い、津波災害対策に関する地域防災計画の見直しを行い、地震防災対策推進計画を策定する計画です。(兵庫県 91)
- ・東南海・南海地震の推進地域に指定され、現在津波防災計画を含めた推進計画を作成中である。今後運用上の問題点は出てくるものと思われるが、今はその段階ではない。(兵庫県 157)
- ・東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されたことに伴い、平成16年度に地域防災計画の中に津波の項目を設ける予定です。(広島県 166)
- ・東南海・南海地震の津波浸水対策地域に指定されて間もないため、県からの難形を持っている状態で、具体的な避難計画等については今後策定する予定です。(愛知県 207)

5.3 都道府県・国への要望

最後に、自治体が都道府県・国に要望することがらをまとめておく。

なんといっても切実なのは災害関係の補助金(補助率の増大・補助対象の拡大)の要請である。国は法律や制度は作るものの、それを実現する資金がなくては実質的な対策は何もできない、というのが自治体の本音のようである。地方交付税交付金の削減など、自治体財政が逼迫していることもその背景にある。

表 5.5 補助金の要請

- ・交付金の大幅カットにより、防災対策を行いたくても、ほとんどできません。H16年度はソフト事業ばかりです。昨年12月に推進地域に指定されましたが、強化地域と比べて何のメリット(財政措置)もありません。(徳島県 26)
- ・法律など制度を整えるのは良いが、自治体の中には当初予算を組むのにも四苦八苦しているので、多額の財政措置を伴うコンサル委託やハードの整備などが全く行えない。(高知県 187)
- ・東南海・南海地震特措法が施行されたが、市町村に対する財政面の援助が打ち出されないのハード面での対策が進まない(和歌山県 98)
- ・国民の命を守るには、無駄な公共事業を行わず、防災関連整備を全額国の予算ですべきである。(北海道 183)
- ・ハード面の防災対策には、膨大な資金が必要となり、各市町村で負担して事業を実施することは困難である為、国や県の援助が必要不可欠になる。補助金の場合、各市町村においても、負担が大きくなる為、全額補助である交付金をお願いしたい。(三重県 196)

自治体が具体的に要望する補助の対象は、防潮堤や避難タワーの建設、避難路の整備といった土木工事のほか、防災無線設備の更新や既存自主防災組織の機材整備などのメンテナンス事業もあった。

次に、ハザードマップの作成支援がある。特に北海道地域では、ハザードマップに対する要請が多い。ハザードマップの元となるシミュレーションデータの提供、現実のマップ作成の財政的支援、あるいはすべて国や道が作成してほしい、という要望があった。こうしたハザードマップは各自治体がそれぞれコンサルタントに頼んでシミュレーションを行うのではなく、火山ハザードマップのように、国または都道府県などが被害予測と基本マップを作成し、それを市町村が印刷して配布するのが望ましいといえよう。

表 5.6 ハザードマップの作成支援

<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップを作成しようとする多額の費用がかかり、一自治体で作成するのが困難である。国や道で作成するか(いくつかの自治体をまとめたものでもよい)、費用の助成または、負担をお願いしたい。(北海道 55) ・津波ハザードマップ作成のため、大地震・津波などのシミュレーションデータを配布してもらいたい(北海道 102) ・津波ハザードマップを作成したり、津波情報の看板を設置するための補助制度をつくってもらいたい。(岡山県 103) ・津波ハザードマップ作成支援。ハザードマップの必要性は十分認識しているが、作成にあたっての知識不足に加え、財政面からも単独での作成は困難である。(北海道 131) ・本市においては津波ハザードマップは未作成であるが、北海道において早急に作成してほしい。(北海道 255) ・専門的知識や予算がないため、地震や津波災害のハザードマップ作成の基礎データと作成マニュアルの早期作成を要望する。(北海道 286) ・防災行政無線施設の老朽化が著しいことから更新したいと考えているが、有利な補助メニューが無く苦慮しているので、新規の創設を願う。(岩手県 7) ・自主防災組織の資機材整備(新規結成)補助金の復活—国 □100万という限度ではなく、500万ぐらいで。自主防災組織の資機材整備(新規結成)補助金について—県 阪神淡路以前又は、直後に結成された組織は、防災という観点で資機材を整備したものはほとんどなく、消防又は防災啓発という観点で資機材を整備していたため、実際の災害時に救助活動を行う上での資機材を整備していないため、既存組織への補助を考えていただきたい。(三重県 35)
--

第三に、専門職員の派遣、指導など、人的支援の要請がある。たとえば、以下のような回答にそのことが示されている。

表 5.7 人材不足と人的支援に関する要望

<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練について、指導、研修などを希望します。(秋田県 72) ・どこの自治体も同じだと思いますが、専門職員がいなし、予算的問題もあるので、専門職員の派遣、補助金等の措置が必要と思われる(ハザードマップ、防災計画等の作成ノウハウが無い)。(宮城県 233) ・専門知識を有する人材の育成支援及び人材派遣 (新潟県 241)
--

以上、要するに、市町村など自治体の津波防災対策を推進するには、国が法律や制度を作ったり、都道府県が条例を作るだけでなく、資金面、データ・知識面、人材面での、国および都道府県のバックアップが不可欠といえるだろう。

津波防災対策に関する自治体調査

調査主体 東京大学社会情報研究所 教授 廣井 脩
実施機関 株式会社サーベイリサーチセンター
2004.4 N=307
数字は%

●貴自治体についてご記入ください

自治体名称 (省略)

所在地 (省略)

電話番号 (省略) FAX番号 (省略)

E-mail (省略)

ご回答者所属部署 (省略)

ご回答者名 (省略)

自治体の防災体制について

F1 貴自治体の人口はどれくらいですか。具体的な数字を()の中に記入して下さい。
(平均 94016.15)人

F2 町内会ごとに見て、自主防災組織の組織率はどれくらいですか。おおまかな割合を()の中に記入して下さい。
(平均 4.74)割程度

F3 貴自治体では、過去30年間で津波災害がありましたか。(はひとつ)

1.津波がきて災害対策本部を設置した	15.3	2.津波がきたが、災害対策本部は設置しなかった	8.8
3.津波はなかった	74.6		

F4 貴自治体では、防災担当の専従者はいますか。またその防災業務の割合はどれくらいですか。
(はひとつ)

1.専任の防災担当者がある	31.3	2.兼任であるが、防災業務の割合が高い	33.9
3.兼任で、防災業務の割合が低い	30.3	4.防災担当のポストがない	0.7
5.その他(具体的に)	3.3

無回答0.7

そのほか：

- ・課の枠を越えた「防災対策チーム」を設置している
- ・行政担当が兼務、消防団業務は広域消防内海分署が担当
- ・兼任で防災の他にもいくつか担当を持っている
- ・兼任で防災業務の割合同等
- ・兼任の担当で半分程度
- ・兼任
- ・専従者はいないが各種災害緊急対策分担表で12班に分け、職員等で対応している
- ・兼任で割合は50%
- ・兼任しているが、防災業務の割合は高くも低くもないです
- ・兼任で割合が50：50
- ・兼任で、防災業務の割合と他の業務の割合はほぼ同じ程度

津波対策について

問1 貴自治体では、地震防災対策において「津波被害」を想定した対策を行っていますか。(はひとつ)

1. 行っている(問2へ)	88.9	2. 行っていない(8ページの問30へ)	11.1
---------------	------	----------------------	------

N=273

問2 貴自治体において、夜間ないし休日に津波警報が出されたときの職員の動員体制はどうなっていますか。(はいくつでも)

1. 市町村長などの幹部職員が非常参集する	21.6
2. 幹部職員と防災担当職員が非常参集する	48.7
3. 防災担当職員が非常参集する	17.6
4. 全職員が非常参集する	26.4
5. その他(記入)	16.5

無回答0.4

そのほか：

- ・防災計画に基づき職員が非常参集
- ・震度5弱以上の地震で自動参集
- ・防災担当課長の判断による
- ・津波、大津波で体制が異なる
- ・数班(全職員の3~5割)が非常参集する
- ・事前配備職員(総務、企画、建築都市課男子職員38名)
- ・担当課及び関係課は自主参集し、その他の職員は登庁できる態勢で自宅待機する。
- ・市街地(役場周辺)職員は本庁へ。それ以外の職員は、自宅近くの避難所へ。
- ・震度5以上の地震に伴う警報については全職員参集
- ・段階によって職員が参集する
- ・特に定めなし
- ・伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき、災害対策本部を設置し、本部員と防災担当職員が非常参集する。
- ・第2配備職員
- ・幹部職員と防災担当職員、対象職員
- ・震災第1非常配備
- ・防災担当職員とあらかじめ参集するよう決められた職員
- ・第1次配備体制(関係班1/2配備体制)
- ・地区防災計画に基づく職員が参集する
- ・男子職員は全員参集。女子職員は自宅待機、事態の推移に伴い参集。
- ・総務課長及び総務課長が指名する課長等の職員
- ・所属人員の半数
- ・幹部職員、防災担当職員及び対策本部各班の班員が非常参集する。
- ・幹部職員と関係課の所要人員
- ・災害対策本部が設置され、決められた人数の職員が動員される
- ・非常配備担当班の職員が非常参集する
- ・各部局の担当職員が非常参集
- ・関係課所長及び総務班・情報班が非常参集する
- ・関係課も参集する
- ・各班長
- ・震度5弱以上の地震で全職員が非常参集
- ・第2非常配備体制、大津波警報で第3非常配備体制(全職員)
- ・各部の1つの班
- ・市長はじめほとんどの職員が非常参集する
- ・防災担当を含む関係職員が自主参集する
- ・第3非常配備員の召集(幹部職員、防災担当、土木関係職員等)
- ・港湾、水防関係が、水門、防潮扉閉鎖のため参集
- ・指定されている職員
- ・第一次非常配備体制をとる
- ・防災担当職員及び各課の指定職員
- ・総務課と産業建設課員全員
- ・防災指令に基づく配備態勢による
- ・港湾課、水産課職員が非常参集する
- ・適切な処置をする
- ・係長以上の職員が非常参集する

問 3 夜間ないし休日に津波警報が出されたときの幹部職員等への伝達手段は、どのようなものを使用することになっていますか。(はいいくつでも)

1.ポケベル	7.3
2.携帯電話	75.8
3.一般加入電話	88.6
4.その他(記入)	28.6

- ・自主参集(2)
- ・自主的に参集する
- ・自主的登庁
- ・職員の非常招集基準により、自主参集する。
- ・事前計画があり、気象庁からの発令により自主参集
- ・津波警報発令されると全職員が非常参集
- ・地震発生時は原則自主参集
- ・警報発令に伴い自主参集
- ・各自TV、ラジオで情報収集し登庁する
- ・放送機関を通じて参集を呼びかけ
- ・警報が出た場合は、幹部職員が参集することになっている
- ・市長、助役は地域防災無線
- ・ファクシミリ
- ・安否確認システムによるメール送信
- ・携帯電話のEメール
- ・必要に応じ連絡
- ・夜間・休日は警備より防災担当へ電話
- ・順次指令装置による緊急連絡
- ・電話が不通の場合は町防災無線

- ・防災行政無線(39)
- ・同報無線(4)
- ・同報無線戸別受信機
- ・必要に応じ防災行政無線戸別受信機により伝達
- ・和歌山県直通の防災無線放送
- ・防災行政無線(戸別受信機)(2)
- ・防災行政無線(全職員一斉呼出)
- ・防災行政無線同報系、戸別受信機(2)
- ・同報一斉広報
- ・防災行政無線(固定系)
- ・個別受令機
- ・使送、無線
- ・防災無線の自動放送(2)
- ・気象衛星「ひまわり」からの信号を受け、自動的に防災広報無線により周知する(町全域)。
- ・防災行政無線、消防本部からメール

ニュアンスが異なるものがあるので、「文面が同一のもの」のみを統一した。

問 4 津波の危険予想地域を対象とした避難実施計画(避難地、避難ルート、避難実施責任者等)は決めていますか。(はい1つ)

1.全ての地域について決めている	30.4
2.いくつかの地域について決めている	17.9
3.決めていない	50.2

無回答 1.5

問 5 避難実施計画を定めるに当たって、高齢者、子供、病人等要援護者の保護のための避難施設を決めていますか。(はい1つ)

1.決めている	15.8	2.決めていない	79.1
---------	------	----------	------

無回答 5.1

問6 これらの危険地域の避難実施計画を定めるに当たっての問題点や課題があればお書きください。

(後 掲)

問 7 大地震が発生したら「津波の来襲」に備えて「ただちに避難する」必要がありますが、昨年5月・7月の宮城県沖の地震や十勝沖地震の発生時には、「避難しない人」がみられました。その理由のひとつとして、住民の方々が、避難の行動をとる前にラジオ、テレビ、役場などからの「情報」を待っていたことが指摘されました。大地震が発生した場合、貴市町村の住民の方々は同様の「情報待ち」の懸念があると思いますか。
(は1つ)

1. 思う 68.9	2. 思わない 14.3	3. わからない 16.8
------------	--------------	---------------

問 8 地震が発生したとき、津波警報がでる前に津波への注意の呼びかけについて、どのような対策をとる予定ですか。(はいいくつでも)

1. 自動的に防災行政無線で注意を呼びかけるようになっている	26.0
2. 職員などが防災行政無線で注意を呼びかける	59.6
3. 自治体の広報車で注意を呼びかけて回る	60.1
4. 自主防災組織を通じて注意を呼びかける	23.8
5. その他(具体的に:)	19.4
6. 注意の呼びかけはしない	3.7

問 9 貴自治体では、津波防災について以下のようなものはありますか。(はいいくつでも)

1. 地域防災計画のなかに津波防災対策編がある	16.5
2. 地域防災計画のなかに津波防災対策を扱った章がある	67.4
3. 地域防災計画とは別に津波防災専用の計画(津波防災計画、津波防災対策要覧など)がある	2.2
4. 津波防災協議会の津波防災計画がある	0.4
5. 津波防災マニュアル(一般的な防災マニュアルではなく、特に津波について定めたもの)がある	4.8
6. その他(具体的に)	14.7

無回答 4.8

そのほか:

- ・地震対策編で対応している
- ・地震対策編があり、その中で対応
- ・津波避難推進計画を近日中に作成予定
- ・震災対策編の中に津波に関する計画を入れている
- ・地震防災対策推進計画中に津波災害対策編を作成予定
- ・地域防災計画の中に、地震対策編がある
- ・江差町地域防災計画及び職員行動マニュアルで対策を扱っている。
- ・計画中の節有
- ・地域防災計画の中に地震編があり、その中に津波について定めたものがある。
- ・居住地域に想定浸水区域がないので特になし(防波堤が全沿岸部に整備されており、海岸までが想定浸水区域となっている)
- ・地震災害対策編のなかに扱っている
- ・今後津波対策について防災計画の中に盛り込む予定
- ・地震災害対策編に定めている
- ・今後津波対策の部分を追加予定
- ・現在作成中である
- ・地域防災計画に津波に関する節がある
- ・現在地域防災計画の地震津波対策編を策定中
- ・地域防災計画で、水防計画の準用
- ・地域防災計画のなかに津波災害予防計画がある
- ・震災対策編のなかに津波予・警報の伝達等の計画がある
- ・地域防災計画見直しの予定である
- ・現在作成中
- ・地域防災計画のなかに津波災害応急対策を扱った節がある
- ・本年度、地域防災計画の中に津波について盛り込む
- ・防災の手引きのなかに津波防災対策編がある
- ・地震に対する災害予防計画のなかにある
- ・防災計画で、節として「津波予報・地震情報の伝達」「津波災害応急対策」「津波災害対策」等の項目がある。
- ・地域防災計画の中に津波災害対策計画を扱った節がある
- ・一般災害対策編と震災対策編に分けている
- ・検討中
- ・地域防災計画の中の震災対策計画にまとめている
- ・防災計画の中に津波の項目はなく、水防及び地震対策に準ずる
- ・地域防災計画のなかの避難救出計画に設けている
- ・平成16年度から地区別津波避難マニュアルを作成予定
- ・地域防災計画のなかに津波対策を扱った部分がある
- ・津波避難計画
- ・章の中の一節に定めている
- ・今後、津波防災対策を扱った章を策定予定である
- ・現在、津波避難計画を策定中である
- ・地域防災計画のなかに津波対策を扱った節がある

津波情報の伝達について

問 10 気象庁では、『津波警報』『津波注意報』『津波情報』などの津波情報を発表していますが、貴自治体での津波災害対策では、津波情報の区別がどのような対策と連動していますか。(はいいくつでも)
また、もし連動しているとしたらどの情報と連動していますか。具体的にご記入下さい。

1. 避難勧告の発令基準と連動している	36.3	()	情報
2. 職員の非常参集の基準と連動している	60.8	()	情報
3. 海岸立ち入り規制等の基準と連動している	10.6	()	情報
4. その他(具体的に)	3.3	()	情報
5. 津波予報と避難勧告などは連動しておらず、適宜対応することになっている	29.7			

SN	問10情報-1 避難勧告の 発令基準	問10情報-2 職員の非常 参集の基準	問10情報-3 海岸立ち入規 制等の基準	問10情報-4
1	津波警報	津波注意報		
2	津波注意報	津波注意報		
3	警報	情報		
5		津波警報		
11	津波警報	津波警報、 津波注意報	津波警報	
12		津波警報、 津波注意報		
13		津波警報、 津波注意報		
14	津波警報	津波注意報		
16	津波警報			
17		津波注意報		
18	津波警報	津波警報、 津波注意報		
21		津波警報		
23		津波警報		
26	津波警報	津波注意報		
27		津波注意報		
28		津波		
30		津波警報、 津波注意報		
31		津波注意報		
32		津波		
34	津波警報			
35		津波警報、 津波注意報		
39		注意	警報	
43	津波警報	津波警報		
44		津波		
49		津波警報		
51		津波注意報		
52		津波警報、 津波注意報		震度により参集が 決まっている 地震
53	警報	注意報	注意報	
55	津波警報	津波警報		
56		津波警報		
57		注意報		
61	津波警報、 津波注意報	津波警報、 津波注意報	津波警報、 津波注意報	
62	津波警報	津波警報		
63	津波警報	津波注意報		
69		津波注意報		
71		防災		

SN	問10情報-1 避難勧告の 発令基準	問10情報-2 職員の非常 参集の基準	問10情報-3 海岸立ち入規 制等の基準	問10情報-4
72	津波警報	津波警報		震度により職員の 非常参集の基準と なっている 震度4以上
77		津波警報		
78		津波警報		
80		東海地震注 意		
81		津波警報		
90		津波警報		
91		津波警報		
96	地震津波	地震津波		
98	津波警報	津波注意報		
99	津波予報		津波予報	
100		津波注意報		
101	津波警報	津波警報	津波警報	
102		津波警報、 津波注意報		
103	津波注意報	津波注意報		
105	津波警報	津波警報		
108		津波		
112	警報	警報	警報	
114	津波警報			
116		津波注意報		
118	津波注意	津波注意	津波注意	
121	津波警報	津波注意報		
123	津波警報	津波注意		
127	津波注意 報	津波注意報	津波注意報	
128	津波注意	津波注意		
131	津波警報	津波注意報		
136	津波警報	震度・注意 報・警報		
137		津波警報、 津波注意報		
138	警報	津波警報、 津波注意報	警報	
142		津波注意 報・震度4 以上の地震		
143		津波警報		
145		津波警報		
146	津波	地震、津波		
147	津波警報	津波警報		
148	津波警報	津波警報、 津波注意報		

SN	問10情報-1 避難勧告の 発令基準	問10情報-2 職員の非常 参集の基準	問10情報-3 海岸立入規 制等の基準	問10情報-4
149		津波警報		
150	津波警報	津波注意報	津波注意報	
151	津波警報	津波注意報		
152	津波警報	津波警報、 津波注意報	津波警報	
157	津波警報	津波警報	津波注意報	
160	津波警報	津波注意報		
162		津波注意報		
164	津波注意 報	津波注意報	津波注意報	
165	津波			
172		津波警報、 津波注意報		
173		津波警報		
174		津波注意報		
175	津波警報	津波注意報		
177	津波警報	津波注意報	津波注意報	
183	津波警報	津波注意報	津波警報	
186		津波警報、 津波注意報		
187		津波注意報		
189	津波警報			
190		津波注意報		
192	津波警報			
193		津波警報、 津波注意報		
195		津波注意報		
196		津波警報、 津波注意報		
197	津波警報	津波注意報		
199	津波警報	津波注意報		
200	警報	警報	注意報	
201		津波警報、 津波注意報		
202	津波警報	津波注意報		
204	津波警報	津波警報		
205	津波警報	津波注意報		
206	津波警報	津波情報	津波注意報	
207		注意報		
209	津波警報			
210		津波警報、 津波注意報		
211	注意報以上	注意報以上		
213		津波警報、 津波注意報		
216		津波警報、 津波注意報		
218	津波警報	津波警報、 津波注意報		
220	津波警報	津波警報		
222		津波警報、 津波注意報		
223		津波警報		
225	津波警報			
226		津波警報		
227		津波注意報 以上		
230	津波警報	津波注意報	津波警報	
231		津波注意報		
232	津波警報	津波注意報		
233	津波警報	津波注意報		
234	津波警報	津波警報、 津波注意報		
236		津波警報		
237		津波警報		

SN	問10情報-1 避難勧告の 発令基準	問10情報-2 職員の非常 参集の基準	問10情報-3 海岸立入規 制等の基準	問10情報-4
238	津波警報	津波注意報		
241		津波警報、 津波注意報		
242	津波警報、 津波注意報	津波警報、 津波注意報		
244		津波警報、 津波注意報		
245	津波注意報	津波警報	津波注意報	
246		津波警報	津波警報、 津波注意報	
247		津波注意報		
248	津波警報、 津波注意報	津波警報、 津波注意報		
249	津波警報	津波警報、 津波注意報	津波警報、 津波注意報	
250		津波警報、 津波注意報		
251		地震		
254	津波警報	津波警報、 津波注意報		
256	警報	注意報		
257	津波警報	津波警報、 津波注意報		
259	津波警報	津波注意報		
260	警報	注意報		地域の拠点基地を 開設 大津波警報
261	津波警報	津波注意報	津波警報	
262	津波警報	津波注意報		
263	津波警報	津波警報		
264		津波警報		
268	津波警報	津波警報		章の中の一節に定 めている 大津波
269	津波注意報			気象衛星から直接 情報入手し、伝達 津波警報
270	津波警報	津波警報、 津波注意報		
271	津波警報	津波警報		
273		大津波に関 する警報		
274		津波注意報		
275		津波予報		
278	津波警報、 津波注意報	津波警報、 津波注意報		
279	津波警報、 津波注意報	津波警報、 津波注意報		
280		津波警報		
282	津波警報、 津波注意報	津波警報		
284		津波注意		
286		津波警報		
290	津波警報	津波警報		
294	津波警報	津波予報	津波予報	津波予報
297		予知		
300	津波警報	津波注意報		
301				連動させていく予 定 津波注意報
302	津波警報	津波警報、 津波注意報	津波警報、 津波注意報	
305	津波警報、 津波注意報	津波警報、 津波注意報	津波警報、 津波注意報	
308	津波警報	津波注意報	津波警報、 津波注意報	

そのほか：

- ・震度により参集が決まっている
- ・震度により職員の非常参集の基準となっている
- ・県下及び当町の地震観測のいずれかが震度4以上
- ・災害警戒本部の設置基準
- ・注意喚起の広報と連動している
- ・同報無線による注意喚起
- ・地域の拠点基地を開設
- ・避難指示
- ・気象衛星から直接情報入手し、伝達
- ・連動させていく予定

問 11 津波警報発表時や津波発生時などの緊急事態において一般住民への情報連絡のために使われる手段は何ですか。(はいくつでも)

1. 防災無線	78.8	2. 広報車	84.2	3. 無線式モーターサイレン	12.1
4. オフトーク通信	1.5	5. 半鐘	7.3	6. テレビ、ケーブルテレビ	22.0
7. その他(具体的に)	16.5		

そのほか：

サイレン

- ・FMコミュニティ放送の緊急非常放送システムを使用しての放送 サイレン 戸別訪問 町内会及び自主防災組織への通報
- ・サイレン(2)
- ・サイレン遠隔吹鳴装置
- ・サイレンの吹鳴、有線放送
- ・モーターサイレン(非無線式)
- ・遠隔吹鳴システム
- ・消防サイレン
- ・消防署の防災無線によるサイレン
- ・警鐘、サイレン信号、電話、戸別訪問
- ・使送、伝令、緊急情報衛星同報受信装置(通称エミリス)によるサイレン

放送・同報無線など

- ・町内放送(3)
- ・消防無線(2)
- ・町会等の有線放送、ラジオ、戸別訪問、電話など
- ・同報無線
- ・防災無線移動系
- ・消防緊急伝達システム、放送
- ・街頭放送、電話、戸別訪問
- ・各地区の放送塔
- ・有線放送(2)

ラジオ放送など

- ・FMラジオ(3)
- ・FMラジオ、携帯電話のEメール
- ・コミュニティFM(3)
- ・エフエムあまがさき
- ・地元のラジオ放送への緊急割込み(レディオ湘南)
- ・ラジオ・インターネット
- ・コミュニティFM、有線放送電話

電話・連絡網、呼びかけなど

- ・津波情報通報システム：沿岸部区長等に電話を通じ自動的に警報等を一斉通知するシステム
- ・集落の区長に加入電話で連絡
- ・自治会・消防機関
- ・自治会連絡網
- ・消防団による広報
- ・消防署員、消防団員による呼びかけ

そのほか

- ・アマチュア無線
- ・セスナやHP緊急情報
- ・ヘリコプター
- ・啓発活動において、地震が起こるとすぐ逃げるよう広報している。

問 12 津波に関する緊急情報について、夜間の受付はどのような対応になっていますか。(はいいくつでも)

1. 消防で受ける 45.4	2. 役所の宿直が受ける 83.2	3. そのような体制はない 0
4. その他 (具体的に)	9.2	

そのほか：

- ・ 防災担当が三重県の防災三重.jp に登録し、情報を取得する (携帯)
- ・ 1、2 から防災担当者へ連絡がある
- ・ 消防様似支署へは日高東部消防本部から情報が入る
- ・ 防災担当へ自動連絡
- ・ 人工衛星からの自動受信
- ・ 衛星防災システム
- ・ 夜間管理人及び防災担当者及び消防
- ・ 防災担当者への緊急メール (気象予報会社と契約)
- ・ 警備員
- ・ 警備員
- ・ 応急対策員による情報収集・職員への連絡
- ・ 道 (宗谷支庁) より、担当者へ直接連絡される
- ・ 警備会社 (委託) の警備員が受ける
- ・ 地震・津波職員参集システム
- ・ 津波情報通報システム：登録された職員宅に自動的に通知する
- ・ 24H 自動
- ・ 本吉町地震・津波警報システムから、自動で職員 5 名の携帯電話へ通報
- ・ 職員が登庁した後は、職員が対応する
- ・ 防災行政無線による自動音声通報
- ・ ポケベル...県より
- ・ 防災担当課職員に気象協会から直接携帯に連絡が入る
- ・ 防災担当者へ (携帯電話)
- ・ 防災担当職員の携帯電話でも受ける
- ・ 当該河川・ため池等の管理者及び県へ連絡
- ・ 北海道総合行政情報ネットワークシステム (道防災からの津波情報)

津波による避難について

問 13 津波発生時の避難場所はどのように設定されていますか。(はいひとつ)

1. 津波発生時の避難場所は、他の自然災害とは別に指定している	33.0
2. 津波発生時の避難場所は、他の自然災害と同じ場所に指定している	45.8
3. 津波発生時の避難場所は指定していない	12.1
4. その他 (具体的に)	9.2

そのほか：

- ・ 各自主防災組織が一時避難場所を決めている
- ・ ハザードマップ作成により指定場所を変更していく
- ・ 低地については、指定場所ではなく高台を指定
- ・ 各自主防災組織 (自治会ごと) に、避難場所を決めていただいている
- ・ 付近の高台等
- ・ 特に指定はしていないが、「遠くへ」「高い所」「近くの広域避難場所 (高台にあるため)」へと指導している
- ・ 居住地域に想定浸水区域なしの為、特にない
- ・ 特に指定はしていないが、現在検討中
- ・ 県が本年 6 月ごろ発表する津波浸水予測図に基づき避難場所を指定する
- ・ 安全な高台へ避難する旨啓発している
- ・ 町内会等で決めている
- ・ 避難場所を設けているが津波用等の区分はない
- ・ 海岸の 500m 以内にある RC3F 以上の建物すべてと協力協定を結んでいる (50 棟)。
- ・ 津波被害想定範囲内については、津波に対応できる場所を避難所として指定している。
- ・ 今のところ同じ場所であるが、今後検討を行う
- ・ 自主的には 2 であるが一時避難ビル、一時避難地を指定
- ・ 地域によって他の自然災害と同じ場所と別な場所を指定している
- ・ 原則的には、自然災害と同様だが、とにかく高台へ避難
- ・ 場所によって同じ所もあれば、違う所もある。その他、付近の高台へと周知している。
- ・ 自然災害避難場所の中で津波避難場所を指定
- ・ 津波の場合は最寄の高台へ
- ・ 今年度 1 年間で、津波浸水予測図をもとに、町内会で決めてもらう予定
- ・ 現在、山や高台等を検討中
- ・ 小学校、中学校
- ・ 東南海特措法による推進計画では、他災害と別に指定する
- ・ 避難する時間がない場合→津波避難ビル (推定津波浸水区域内)
- ・ 自主防災組織において検討中
- ・ 2 に準じ指定予定
- ・ 災害避難場所の指定はあるが津波に特定していない
- ・ 現在津波発生時の一時避難場所を策定中

問 14 津波発生時において、貴自治体の地域内で住民の避難が困難な場合のことについては想定されていますか。また、周辺自治体と避難協力の協定を結んでいるようなことはありますか。(はひとつ)

1. 自治体の内部ですべての避難者を収容できると想定している	40.7
2. 自治体の内部ですべての避難者を収容できないかもしれないので、周辺の自治体と避難協力の協定を結んでいる	17.6
3. 自治体の内部ですべての避難者を収容できないかもしれないが、周辺の自治体との避難協力の協定は結んでいない	28.6
4. 津波発生時の避難体制については全く決まっていない	6.2
5. その他 (具体的に)	5.1

そのほか：

- ・一次避難では自治体内で収容できるが、二次避難は収容できないかもしれない。しかし周辺の自治体と避難協力の協定は結んでいない。なぜなら、周辺自治体もかなりの被害が予測され、協力は期待できないため。
- ・津波被害の想定が海岸線を超えるものではないため、津波による避難者は限られると思われる。
- ・居住地域に想定浸水区域なしの為、特になし
- ・本市においては、津波は防波堤を越えないと想定されている。よって住民の避難は想定していない。サーファー等海岸からの避難を想定している。
- ・島国
- ・自主防災組織及び消防団
- ・津波とは決めていないが災害時の応援協定あり
- ・今年度に津波被害予測を行い、必要な場所については検討する
- ・海岸に民家集落は無い
- ・市内の各地に緊急避難ビルを設定している(協定書あり)
- ・発生時は高台等へ避難する様啓発している
- ・自治体内で対応できない場合は自衛隊を要請する
- ・市が指定する避難所以外に、縁故避難を想定

問 15 津波発生時、貴自治体では次のような規制、避難計画はありますか。(はいいくつでも)

1. 自治体内で交通止や交通規制箇所を決めている	8.1
2. 津波襲来時の住民の避難経路を指定し、公表している	15.4
3. 避難時の自家用車の使用を規制する	21.2
4. 避難の交通手段として自治体でバスや船を準備する計画になっている	3.7
5. その他(具体的に)	14.3

そのほか:

計画あり

- ・避難経路に誘導者を配置
- ・津波に限らず災害時には交通規制箇所は決めてある
- ・港湾区域への立ち入りを規制する。前浜も同じ。
- ・報道機関から放送されたとき、又は放送ルート以外の所定のルートにより伝達されたときには、直ちに沿岸住民に対し避難指示するものとする。
- ・その時々合った避難経路を地域住民(自治会)が判断して避難する
- ・ハザードマップを配布予定であり、避難場所等周知し避難をしてもらう
- ・避難救出計画による
- ・避難は沿岸部と反対方向に行い、RC造建物等の2階以上へ避難する

状況に応じて

- ・決まったものはないが、町、消防署、消防団、警察官の協力のうえ対応する
- ・現状に合った規制等を行うこととなる
- ・関係機関、事業所等と協力し、速やかに避難する
- ・住民と共に避難経路を検討しているが、障害発生を考慮し、指定はしていない。
- ・避難を優先し、必要に応じ危険地域内の立入りを禁止する等の措置をとる。
- ・津波の状況により対応
- ・適宜対応することになっている

ない

- ・特に定めていない(3)
- ・なし(4)
- ・特になし(14)
- ・特に規制は行っていない
- ・特に決めていない
- ・特に細かい規定は定めていない
- ・決めていない
- ・現時点で規制、計画はない
- ・具体的には無い
- ・設問の規制・計画はない
- ・定められていない
- ・海岸に隣接しているRC3F以上の建物すべてが、一時避難場所となっていますので、特に避難経路は決めていない。

検討中

- ・今後検討(2)
- ・今後作成する予定(H17)
- ・1~4のような内容を検討中
- ・規制、避難計画等について検討中
- ・現在マニュアル作業中
- ・今後浸水深度等を考慮して検討を行っていく
- ・平成16年度から地区別津波避難マニュアルを作成予定
- ・近く公表する
- ・近日中に作成予定の津波避難推進計画で定める予定
- ・県が本年6月ごろ発表する津波浸水予測図に基づき諸事項を検討する
- ・交通規制箇所、自家用車使用規制については啓発している。避難経路については、自主防災組織において検討。
- ・地区ごとに、住民の方に避難経路を決めてもらう予定(H16年度)

地域特性によるもの

- ・居住地域に想定浸水区域なしの為、特にない
- ・海岸に民家集落は無い
- ・当市は山が多いので、ただちに高台へ避難出来る
- ・沿岸部(2カ所)は、それぞれ2本の町道しかないので交通規制はしない(道道・国道は別)
- ・本市においては、津波は防波堤を越えないと想定されている。

そのほか

- ・介添を要する者、避難所が遠い場合には、状況に応じて車両移送できるとしている。
- ・他の災害と同じ
- ・避難経路は指定していないが、避難地は指導している。
- ・津波と地震の災害は同時に起こることがほとんどなので、地震の対策として考える。

問16 津波災害について、貴自治体では以下のような計画をもっていますか。(〇はいくつでも)

1. 避難所の設置について	66.3	2. 仮設住宅の建設について	32.6
3. 仮設住宅への入居優先順位について	10.6	4. 被災者の生活支援について	35.5
5. 義捐金の配分方式について	13.9	6. ボランティアの受け入れ体制について	34.8
7. その他(具体的に)	7.3	8. 計画は特になし	5.1

無回答 15.8

そのほか：

- 災害対応全体として、状況に応じて
- ・すべての災害について、1~6を計画している。
- ・2~5については災害救助法適用に準ずるものとして
- いる。
- ・災害救助法の適用
- ・災害対策本部の各班の事務分掌で役割分担をしてい
- る。
- ・他の災害と同じ
- ・他の災害に準じる
- ・津波に限定したものはない
- ・津波災害だけでなく、津波災害を含めた災害全体と
- して1、2、5該当
- ・津波災害だけでなく、風水害に入れて対応
- ・津波災害に限定したものはなく、他の災害に準ずる
- ・津波災害に限定した計画はない
- ・津波災害のみについてはない。一般災害を応用し対
- 応する。
- ・津波災害を特定してはありません。
- ・1~6について、津波災害に限定した計画はないが、
- 地域防災計画の中で基本的事項を定めている
- ・津波被害の状況により検討を行う

- ない
- ・なし(4)
- ・具体的計画は定めていない
- ・定められていない
- ・特になし(2)
- ・特に決まっていない
- ・特に細かい規定は定めていない
- ・特に定めていない
- ・1~6について地域防災計画に記載されているが、具
- 体的な内容については策定されていない。
- ・これらについて地域防災計画で決めてはいるが、き
- ちんとした計画とは言えない。実効性が低い。

- 検討中
- ・本年度、計画作成予定
- ・今後検討(2)
- 地域特性によるもの
- ・居住地域に想定浸水区域なしの為、特になし
- ・本市においては、津波は防波堤を越えないと想定さ
- れている。

そのほか：
FMコミュニティ放送

住民への津波啓発広報

問17 貴自治体では、津波災害に関する自治体住民への広報活動をどのように行っていますか。
(はいくつでも)

1. 学校教育を通して行っている	16.1	2. 津波防災訓練を行っている	58.6
3. 講演会などのイベントを設けて行っている	26.7	4. 行っていない	26.7

問18 自治体住民に対して、日頃から津波への注意に関する情報をどのようなメディアで広報していますか。(はいくつでも)

1. 津波防災パンフレット	27.1	2. 津波ハザードマップ	16.8
3. 自治体の広報紙	60.4	4. 自治体のホームページ	18.7
5. その他(具体的に)	12.1	6. なし	17.9

無回答 1.1

そのほか:

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> パンフレット類(津波に限定されないもの) ・防災避難マップ「津波・風水害用」 ・地震災害用パンフに盛り込む ・地震対策マニュアルを全世帯配布 ・家庭用防災マニュアル ・啓発パンフレット ・地震防災ガイドブック ・防災ガイドブック ・防災ガイドブックに表示 ・防災ハザードマップ、防災パンフレット ・防災ハンドブックの中で掲載している ・防災パンフレット ・市民防災ハンドブックの中に掲載し、全世帯に配布 ・防災啓発冊子 ・20年前の日本海中部地震に含んで広報紙へ | <ul style="list-style-type: none"> 啓発のための講座 ・市公報・出前講座 ・出前講座 ・各地域で定期的に学習会を開催。多い所では月に1回 ・防災懇談会 |
| <ul style="list-style-type: none"> 防災訓練 ・防災訓練時 ・自主防災訓練(2) ・地域防災訓練 | <ul style="list-style-type: none"> そのほか ・CATV ・FMコミュニティ放送 ・FM放送による啓発番組 ・FM放送による広報 ・ケーブルテレビ ・メディア ・防災行政無線 ・非常用持出袋の全戸配布 |

問19 津波災害に関して住民への普段の広報活動はどれくらい行き届いていますか。(はいひとつ)

1. 住民に非常によく周知されている	2.9	2. 住民にはある程度周知されている	55.7
3. 住民には十分に周知されていない	34.1	4. その他(具体的に)	2.9

無回答 4.4

そのほか:

- ・ある地域ではよく周知されているが、そうでない地域もある。
- ・沿岸部の住民にはある程度周知されている
- ・防災無線設置周辺の住民に周知されている
- ・不明
- ・定期的な広報誌への掲載
- ・調査をおこなっていないため不明
- ・年に1度程度
- ・わからない

問20 海岸に来る観光客や海水浴・サーファーなどへの津波に関する日頃からの広報活動はどのような手段を使われていますか。(はいいくつでも)

1. ホテル、宿泊施設等に津波防災マップをおいている	3.7
2. 海岸に津波に関する看板、掲示板を立てている	27.8
3. 観光案内所で津波について案内している	1.5
4. その他(具体的に)	7.7
5. ない	60.8

無回答 2.2

そのほか:

- | | |
|--|------------------------------|
| 標識・看板など | 拡声器、同報無線 |
| ・各地に津波浸水深の表示をしている | ・沿岸部に同報無線を設置している |
| ・平成16年度以降実施予定(看板等) | ・海水浴場付近に防災無線のスピーカーを設置している |
| ・電柱に現在地の標高及び波のマークを記載したシールを一定間隔をおいて貼付し危険を知らせる予定 | ・海水浴場協同組合で、広報スピーカーを使用し広報している |
| ・避難場所標識を設置している | ・緊急時には屋外防災行政無線により周知 |
| ・避難誘導標識の設置 | ・同報無線 |
| ・地区・漁港等に標識設置 | ・防災無線 |
| ・海岸地域に避難所を明記した看板を設置している | ・防災無線での呼びかけ |
| | ・主な海水浴場には防災行政無線を設置している |

- | | |
|----------------------------|------------------------------|
| 地域特性 | そのほか |
| ・海岸は遊泳禁止になっているため広報は特段していない | ・電話帳に防災マップは掲載しています |
| ・海水浴場がない | ・宿泊施設等に避難場所を掲載した防災マップを配布している |
| | ・夏期中の海の家にポスターを掲示している |
| | ・海水浴客を対象とした津波防災訓練の実施 |

問21 津波防災マップ(ハザードマップ)についておたずねします。貴自治体では、津波防災マップを作成していますか。(はいひとつ)

1. 自治体で作成している	23.1	2. 津波防災協議会で作成している	0.7
3. 現在、作成中である	13.9	4. 作成していない	61.5

■ 付問21-1、付問21-2は、問21で「1.自治体で作成している」「2.津波防災協議会で作成している」と答えた方だけお答え下さい N=65

付問21-1 津波防災マップをこれまで更新しましたか。更新したとしたら何回更新しましたか。

1. 更新した	27.7	()回	1回-23.1	2回-1.5	4回-1.5
2. 更新したことはない	70.8				

付問21-2 貴自治体では、住民に対して、津波防災マップをどのように配布していますか。(はいいくつでも)

1. 更新の度に津波防災マップを住民に配布している	60.0
2. 転入者にも新しく津波防災マップを配布している	26.2
3. 津波防災マップを配布する際に集会、イベントなどの啓蒙活動を行っている	7.7
4. 学校や病院などの重要施設に対して津波防災マップで指導、教育を行っている	4.6
5. 特になし	13.8

問22 貴自治体では、津波防災訓練はどれくらいの頻度で行っていますか。(はひとつ)

1. 1年に数回 5.9 2. 1年に1回 49.5 3. 2~3年に1回 8.1 4. ほとんどしていない 34.8

無回答 1.8

問23 前回の津波防災訓練の参加者は何人ですか。そして、それは住民の方々の何割程度に当たりますか。おおよそで構いませんので、具体的な数字を()の中に記入して下さい。

参加者数(平均 874.38)人 住民の(平均 1.97)割程度が参加

問24 貴自治体では、地元への経済的影響を懸念して、津波防災対策を積極的に行うことに対して、反対意見は出ましたか。(はいいくつでも)

1. 議会で反対意見が出た	0.0	2. 観光協会から反対意見が出た	0.0
3. 自治体の他部局から反対意見が出た	0.0	4. 地元企業や一般住民から反対意見が出た	0.4
5. その他 (具体的に)	3.7	6. 反対意見は出ていない	80.6

無回答 15.8

そのほか：

- | | |
|--|---------------|
| ・把握していない | ・まだ積極的に行っていない |
| ・議論していない | ・津波に限ってしていない |
| ・胸壁等の整備にあたり、海が見えなくなる事
に対して、反対があったと思われる。 | ・意見交換はしていない |
| ・反対意見は出ていないが、国の支援が不可欠 | ・不明 |
| ・あまり積極的ではないので答えようがない。 | ・今後 |
| | ・わからない |

問25 貴自治体では職員に対して、大地震に関する研修を実施していますか(or 東南海・東海地震) (はひとつ)

1. 定期的に行っている	7.7
2. 定期的ではないが、したことがある	26.0
3. その他 (具体的に)	8.8
4. したことはない	56.4

無回答 1.1

そのほか：

- | | |
|--|--|
| ・毎年実施している防災訓練を通して、職員への啓蒙を図っている | ・県が実施する研修に積極的に参加している |
| ・防災メールマガジンを発行している。庁内向け。 | ・市民に対して講演会を行っているので、職員も自由に参加している |
| ・地区ごとに津波講習会などを開催しており、職員も地区住民として積極的に参加している。 | ・仙台管区気象台と共催により町民を対象とした講演会を開催し、職員の参加を図る |
| ・本年度より実施予定 | ・防災訓練を行っている |
| ・災害時職員初動体制マニュアルを配布 | ・近隣市町で実施している防災講演会に参加 |
| ・防災訓練に参加 | ・職員研修の一環として取り入れる予定 |
| ・全職員に行動マニュアルを配布している | ・新人研修で、市の防災対策について行ったことがある。 |
| ・個々に手引書を配布している | ・避難所運営マニュアル説明会 |
| ・防災講演会への出席 | ・新規採用者向け及び一般職員を対象に行っている (パワーポイント使用) |
| ・国や道の機関が実施する説明会及び講演会等に参加 | ・講演会等の開催 |
| ・職員に対しメールで通知(配備基準・配備内容等を周知) | ・今年度実施予定 |
| ・会議等で、代表者から職員に、日頃から周知 | ・職員に災害初動マニュアルを配布 |

問26 貴自治体では職員に対して、大地震に関する訓練を実施していますか。

(はひとつ) (or 東南海・東海地震)

1 . 定期的に行っている	33.7
2 . 定期的ではないが、したことがある	23.4
3 . その他 (具体的に)	6.2
4 . したことはない	35.2

無回答 1.5

そのほか :

- ・ 毎年防災訓練時に震度5強の地震想定で実施している
- ・ 地区ごとに津波講習会などを開催しており、職員も地区住民として積極的に参加している。
- ・ 本年中に東海地震を想定した訓練を予定している
- ・ 震度6弱を想定しての総合防災訓練を、地域を決めて、住民を含めて実施している
- ・ 過去に行ったことがあるかもしれないが、現在のところ不明
- ・ 年に1回職員を対象にした避難防災訓練を行っている
- ・ 職員に対しメールで通知
- ・ 原子力防災訓練
- ・ 通信訓練
- ・ 職員参集訓練
- ・ 平成5年の北海道南西沖地震を体験している
- ・ 市総合防災訓練に職員が参加する形式では毎年
- ・ 避難訓練時に職員も参加しながら実施している
- ・ 職員研修の一環として取り入れる予定
- ・ 避難所運営訓練の実施
- ・ 今年度実施予定
- ・ 防災訓練時に実施している

問27 貴自治体の地域防災計画の原案は、どのような作成方法がとられていますか。(はひとつ)

1 . 過去の地域防災計画を元に、自治体職員のみで作成している	59.7
2 . 自治体職員が中心となって、外部のコンサルティング会社と協力して作成している	19.8
3 . ほぼ外部のコンサルティング会社に委託している	8.4
4 . その他 (具体的に)	9.2

無回答 2.9

そのほか

- ・ 大規模修正時はコンサルに委託、小規模修正時は職員で対応している
- ・ 県の防災計画を基本に作成
- ・ 県防災計画を基本にしている
- ・ 現在はコンサルにまかせず、職員自ら行っている。コンサルに任せただけでは、計画が職員の身にならない。
- ・ 県で作成したものをもとに作成
- ・ 1に加え、医療、福祉、鉄道、ライフライン関係者等とともに作成
- ・ 未定
- ・ 自治体と県で協議して作成
- ・ 専門委員(大学教授 etc.) とコンサルで作成
- ・ 県の防災計画を基に作成
- ・ 県の地域防災計画に抵触しないようにして、自治体職員のみで作成している。
- ・ 北海道の地域防災計画に沿って職員が作成
- ・ 国の防災基本計画、県の防災計画に基づき、職員が作成している。
- ・ 自治体職員と外部防災関係機関
- ・ 防災会議委員と自治体職員により作成
- ・ 関係機関等と協議し作成
- ・ 青森県地域防災計画を基本として、それに抵触することのないよう、当市の地域特性を反映し作成している
- ・ 北海道と協議のうえ、作成している。
- ・ 北海道防災計画
- ・ 防災会議委員の中で検討している
- ・ 現在の計画が平成6年度版であり、現在見直しを検討中であるが、見直しの原案については、予算の都合上、職員のみで作成する予定である。
- ・ 防災会議構成員に意見を伺い、それをもとに職員が原案を作成している
- ・ 例年は市職員で対応
- ・ 過去の防災計画を元に、民間を中心に構成している防災会議の委員の意見を反映して作成している
- ・ 県及び隣接市町村と連携を図り、作成している
- ・ 過去の地域防災計画を元に防災関係機関の職員等で作成

自由回答

問6 これらの危険地域の避難実施計画を定めるに当たっての問題点や課題があればお書きください。

車両避難の是非
避難路の指定は困難
自主防災会長の交替において、正しく引き継がれていないことがある。
自治会組織の結成を推進し、隣組の協力体制の確立が重要と考えられる。
一人ぐらしの老人世帯の対策
伝達方法
職員（幹部）の意識と住民の意識において、防災に対する考えを持たせる必要がある。
避難路の整備。住民の避難に関する知識等の普及。
ハザードマップの策定とこれに基づく地区別の実施計画の作成を今後したいと考えている。
地域によっては道が狭く、避難路を確保するのが難しい。
避難地、避難ルートを決めるに当たり、既存施設での対応となり、場所によっては危険なルートを通らざるをえない所がある。
近隣に該当するような避難施設がない。
県が現在、大阪府と合同で浸水区域を具体的に予想する作業をすすめており、その結果を待つて諸対策をすすめる予定であり、浸水区域が発表されるまで作業がすすめられないのが問題。
地域によって問題は異なるので、住民が主体となって避難計画を定める必要がある。
海岸部の避難所、避難ルートの見直し、高台や高いビル等がないのが現状
国・県の津波浸水域の想定（約5m）以上の津波が来た場合に高齢者、子供、病人等要援護者を避難させる適当な場所がなく、現在の町の財政事情から避難タワーなどのハード整備ができないこと。
避難地・避難経路が、浸水・地震等の被害があるか調査する必要がある。
ハザードマップ整備や避難場所の見直し等が課題
町全体が低地にある為、避難場所の設定が困難な地域が多い。
津波被害の想定が海岸線を超えるものではないため、具体的な避難地を定めることが難しい（現在は「付近の高台等」に避難することになっている）。
当町は海岸と山に挟まれ平地が少なく、そこに住宅等が形成されている地区が多数で避難ルートがない。
津波到達時間が早い為、その時間内に避難できる避難地等を決めている
避難施設が土地の地形関係上、急傾斜地等に該当する場所が何ヶ所かある。
避難所の指定が難しい（耐震性） 停泊船舶による二次災害の防止 避難路指定（電柱倒壊、道路崩壊の想定が必要）が難しい
避難場所が高い位置に設定されている所が多いので、高齢者やケガ人の運搬をする手法が難しい。
要援護者の実態把握
高い建物が少ないため避難地が遠方になる場合あり
集落の中にある集落センターや小中学校が避難先となるが、海岸に近い為、津波等が発生した場合は危険である。
高齢者が多く、一応自主防災組織等で避難対策をお願いしているが、実際に対応しきれないかどうか心配である。
避難地までの距離が遠い、避難ビルとして利用できる建物がない等の問題
高齢世帯、障害者に対する防災対策。
当市の海岸線は約26kmある。そのほとんどにおいて護岸工事等が完了している。どれくらいの津波でどこまで被害を受けるのかが不明。

島地部の高齢者や病人等要援護者に対して、どのように津波情報を伝え、避難させるか。
集落がまとまっているため、避難計画というより避難所の周知が課題
規模が小さい自治体であり、海岸線に主要な施設をはじめ、ほとんどの施設があるため、避難場所の選定
津波避難協力ビルなど、不変的でないものの、調査が困難である。要援護者の把握（プライバシーの問題）
防災弱者の把握方法
平坦な地形の当村では、指定した避難場所への避難に30分以上かかる地区がある（県のシミュレーションでは25分で第1波が届く）
町域（約22km ² ）の約8割が海拔ゼロメートル地域であること。
地形が、裏山がすぐあり、避難所の設置ができない地区がある。
一部地域の避難ルート及び一時避難場所を検討中
避難場所に適した場所が無い地区がある。
津波のスピードから、特に災害時要援護者のスムーズな避難が課題となっています。
津波想定高が50cm未満であったことにより、市民の危機感が下がってしまった。伊勢湾台風の被害体験との違いを理解いただくのに努力が必要。
地形的に、海と山にはさまれた地域が多く、避難場所の選定ができない場所がいくつかある。これらの地域をどうするか今後の大きな課題である。
今後検討すべき問題とっております。
・避難施設まで距離がある（3～5km・学校） ・ハザードマップを作成できない（財政的な問題）
各行政区毎に避難実施計画の作成が必要であることから、受皿となる自主防災組織の設立が課題である。
津波の被害想定区域を明らかにすることが前提となると考えられるが、多大な費用を要し、町単独での実施は困難である。
避難路の選定や、二次災害を防止する対策
避難ルートについては、使用できない場合も想定されるため、特定しておくことはできないと考えている。
漁港はあるが、民家は無い。
住宅密集地帯におけるルート設定。避難困難地の避難計画をどうするか。
避難所まで距離があり、津波到達時間までの避難が困難。避難のために必ず橋を渡らなければならない地区があり、現実地震が発生した際、通行は可能か。
利用できそうな避難施設がない
津波被害の経験がないので、被害規模・被害想定判断が出来ないので、計画策定に苦慮している。
避難経路が狭いため、発災した場合、家屋の倒壊等がおき、避難できるか不安はある。
国・県が進めている津波浸水区域の指定や、本市が実施予定の被害想定調査などの結果により、具体的な避難計画づくりが必要となるのは必至だが、海岸部は埋立や干拓など、高台のない低地で、高層建築物等もなく、液状化の危険度も高いため、避難計画の策定は大変困難である。
避難先を施設と限定すると、夜間・休日の対応等の問題が生じる。予想される到達時間と浸水域から避難可能距離を出し、付近高台でよい旨を住民にご理解いただく必要がある。
時間帯の違いにより、その地域内に居る人の流動性があるので、一つの地域においても、多角的なシミュレーションが必要になる。
住民といっしょに避難地・避難路等の選定を行っているが、整備しなければいけない場所が多い。
ノウハウが無い。
平成16年度において、ワークショップ方式により、住民とともに避難ルートを確立させる予定。
検討中
津波による浸水区域を確定する必要がある。
自主防災組織内の情報伝達体制の整備と住民同士の連携体制の確立

<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時の倒壊家屋等障害物の発生想定 ・地震発生から津波到達時間の想定（地震規模別） ・住民参加による現地確認 ・地域の状況変化に応じた実施計画の迅速な修正 ・肥大する住民要望と自治体事務の整理 ・専門知識を有する人材の確保
避難道路の順路（車、歩行者）
津波による浸水区域を予想する技術や予算がない
避難地は決まっているが、避難ルートに関しては特に決めていない。要援護者については学校施設の中の畳の部屋を考えている。避難ルートに関しては、広い道を通って避難してもらえない。
地域によっては職員がいないため、離れた地域の職員を配置している
十分な避難地が確保できていない
災害弱者の支援、避難場所の確保
安全な避難場所の確保が難しい地区がある点
<ul style="list-style-type: none"> ・避難の整備及び指定 ・津波避難ビルの指定や承諾 ・住民の具体的避難方法や手段 ・避難所の指定と周知及び開設運営
本町においては想定される津波被害はほとんどないため、津波を中心に想定した訓練は行っていない。
避難実施責任者の選定方法
丘陵性山地と低地帯の地形のため、避難する高台が少ないので、避難ルートの確保が難しい。また、冬期間積雪のため、避難ルートの確保が困難である。
災害弱者の避難方法（手段）
住民等に対する、津波災害（避難）の意識改革が必要と考える。
どの程度の津波を想定すれば良いか、判断が難しい

問 28 貴自治体における津波防災計画の中で、運用上問題がある点、また更に改善すべきだと思うポイントはありますか。何でも結構ですから具体的に記入して下さい。

<p>現在の津波防災計画では、職員が町民の避難誘導に当たっているが、果たして可能であるか疑問に思っている所である。町民の避難については、防災無線や普段の津波避難の啓蒙を図り、また、自治防災組織の育成を進めていく必要が大切と思っている。行政としては、被災後の行動及び対応を迅速に行う事が必要と思っている。</p>
高齢者対策等
本市の場合、津波の浸水は、深い所で 1～1.5m 程度であり、津波意識の前に地震に対する心がまえが大切と思っている。住宅の耐震化が重要なポイントと思う。
避難経路、避難場所の明確化が必要
津波のハザードマップの作成とこれに基づく防災計画の策定（地区別）そして住民啓発事業を行い、津波に対する住民の防災意識を向上させることが今の段階で一番の課題である。防災教育が過去に津波による大きな被害がない地域の大きな課題であり、これが避難も含め、津波防災が進まない障害となっている。
避難場所の耐震性
<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報が出された場合の住民への周知方法が、確立されていない。 ・避難対象地域も、今後設定する必要あり。
被害想定があいまいなので、具体的な対策が担当している職員にもわかりにくい。また、他の職員に計画の中身が周知されていない。
正直言って問題だらけです。 <ul style="list-style-type: none"> ・ハードの整備の遅れ しかしハードには限界がある。財政難 ・人と人とのつながり（本来の意味の自主防災組織） ・情報連絡体制 ・救助体制 ・応急医療体制 ・二次避難体制 etc.
市町村立施設の耐震対策があまり進んでいないのではないかと（学校施設を除く）

問6における課題と広報時における声（音量）によって聞こえなかった等の問題が起きている。
実際の津波来襲と住民への周知に係る時間に関して問題が残されているように思う。
津波危険地域に高台がないため、小中学校（2校）を避難場所としている現状である。
避難所の危険度の調査をして、避難所の指定を改善するべき
津波防災計画を策定又は運用する上で、「津波」のみを強調した対策をとりがちであるため、他の対策（住宅の耐震診断、補強）などとセットで対策計画をとらなければ無意味なものとなる恐れがある。地震発生 身の安全の確保 火の始末 避難というように、避難できることを想定して、全ての対策が取られているので、誰も住宅の下敷きになって避難できなくなるなどというイメージを持たなくなる。 国の機関、総務省、国土交通省、消防庁などの防災担当が、連携強化をする必要がある。
住民に対しての広報や訓練については実施できるが、観光客等不特定多数の人に対しての対策に苦慮している。
市町村合併などによる地域防災計画の見直し
密集地域における避難路の確保が必要。海岸近くの低地に存在する家屋の住民の避難が困難。
今後実施する「津波対策図上検討会」の中で、県、近隣町との連携等の課題を検討し、計画に反映していく予定。
・地震、津波の専門的知識がないため避難地、避難場所、避難路の安全性が問題である。・津波到達時間が早い ため、一部の地区で避難場所等がない。
合併を控えており、今、計画を策定できない
避難場所により経路の設定が困難なところがある。
当市は、約15kmにわたり太平洋に面していますが、民家等は高台の上であり津波対策としては主に観光客やサーファー等を対象としている。太平洋岸7ヶ所に津波情報伝達システムとして同報系無線設備を設置し、津波に関する情報を流すようにしている（平成14年度より運用）。
災害弱者の避難状況、安否確認方法等
当市では、この度東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されたことに伴い、津波災害対策に関する地域防災計画の見直しを行い、地震防災対策推進計画を策定する計画です。
現在地域防災計画を更新中です。
災害記録の中に津波での人的被害がなく、地震多発地帯ではあるが、住民の津波に対する危険認識度は低いと考えられ、啓発が重要である。津波警報＝避難勧告とはなっていないので改善する予定。
東南海・南海地震推進地域の具体的地域が公表されてから、詳細な計画を策定予定
避難場所及び避難路の策定
一般住民の参加促進の方法の検討が重要
市町村合併を3月にひかえており、今後とも協議の必要性を感じている。
防災担当者専任の義務付け
現在策定中
町域（約22km ² ）の約80%が海拔ゼロメートルである本町は、避難ルートや避難所の設定が困難である。要するに高台や山がなく、平坦な土地であるが故に、一度浸水すると、その排水に時間を要する。従って住民は、民家や避難所の2階以上の部分へ避難するしかないのである。
当町は、函館湾沿いに市街地を形成しており、津波に対する対策は最も重要であると認識しています。が、津波やその他の大きな災害経験がなく、住民の危機意識が希薄となっていることは否めない。また災害経験を活かした対策もなく、災害発生時に的確な指示・行動ができるか不安が残る。
現在北海道と協議中
市町村合併後に改善することとなる。
防災マップの見直し及び作成。避難場所の見直し。
本市内に在る防波堤については、高潮災害を考慮して整備されたものであるため、地震時の破損、防潮扉の動作不良が懸念されます。また、防潮扉操作者の配備方法が課題である。

災害時要援者の避難に対し、行政支援が早くできないところが問題です。
合併に向けて人員削減されているので、災害対策が手薄になっている。
従来より、海（オホーツク海）に面している地域であるものの、ほとんど津波の被害が無く、これらに関する対策計画は十分でなかったことから、今後地域防災計画の追加・修正する時に見直す予定。
水門は自動閉鎖式となっておりますが、陸閘につきましては手動のため、突発型の地震に対し閉鎖が困難（東海地震は当初予知型という事で整備しました）
住民の避難が長期間（長時間）に及んだときに、現在の避難施設での収容が可能かどうかについて、施設点検が必要。
・防災計画上では、各対策の実施計画を記載しているが、対策本部から沿岸地域に着くまで15分かかってしまうので、津波による避難誘導・広報などの問題がある（津波が直ぐ来襲した場合）・沿岸地区（2カ所）に避難所はあるが、施設が古く、十分な設備がない（小学校等の避難所まで、3～5kmある）
過去において津波災害が発生した例はほとんどない。沿岸部には同報無線が設置されているが、近年において使用した事はない。
東南海・南海地震の推進地域に指定され、現在津波防災計画を含めた推進計画を作成中である。今後運用上の問題点は出てくるものと思われるが、今はその段階ではない。
・詳しい海拔調査資料が不足している。・当町では、海岸沿線の県・町道が狭く、避難路を指定することが難しい。
現在見直し作成中
東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されたことに伴い、平成16年度に地域防災計画の中に津波の項目を設ける予定です。
避難所指定のあり方 段階的な指定が必要か。ex.) 1次避難所、2次避難所 etc. を検討中
計画自体、現在策定中
災害発生時における職員の動員及び配置体制の充実
津波監視員を置く、浸水が予想される地域を広報車で巡回するなど現実的でないので、削除してもよいのではと思う。
・津波予報と震度に応じた職員動員体制づくり、避難勧告基準づくり ・防潮施設の閉鎖体制の構築（24時間対応） ・津波浸水予測に基づく、浸水前の交通規制 ・津波時の避難所開設（24時間対応） ・海岸部の不特定多数の人々への避難の呼びかけ ・災害弱者の避難誘導
道の津波防災計画策定後、町防災計画を策定したい
地域防災計画の地震編で津波対策について触れているだけで、「津波防災計画」は策定していないので、津波の対応マニュアルを策定し、具体的対策を講じていかなければならないと考えている。
計画自体については特に問題はないと考えるが、幸いなことに当町において、今のところ津波の被害はないため、いざという時にどの程度計画どおりに行えるかが不安である。
東南海・南海地震の津波浸水対策地域に指定されて間もないため、県からの雛形を持っている状態で、具体的な避難計画等については今後策定する予定です。
これから国の対策計画を基に防災計画を作っていくので、現段階では答えづらい。
・市の対応として、比較的行いやすい対応としては備蓄物資整備、看板の設置などがあるが、避難経路の整備や、防潮施設等の整備等ハード的な対策の早期実施は困難である。 ・現在、夜間・休日等における津波等の災害時には、市職員を各地区の公民館等へ参集させることと、その後のマニュアルを作成しているが、実際にうまく機能するか不安な点もある。通信・報告体制の徹底及び、機器の充実等が今後の課題か。 ・早期対応が可能な対策としては、防災意識の高揚による住民の早期避難が、人命を守るうえでの重要な対策の一つと考える。自助・共助による近隣の助けあいが円滑に行われるためにも、より一層の啓発活動の実施が必要と考える。
浸水予測図を有効に活用して、住民の避難体制を確立していくこと。
紙面等の防災計画を、実際の行動計画及び行動に結びつけていくか。

<p>しっかりした計画が成されていないので、運用できないと思われる。よって、県が策定する防災計画を参考のうえ、検討していきたい。また、各部、各課で対応すべき事態に対処するマニュアルを作成する必要がある。</p>
<p>町では津波防災計画を策定しておらず、また地域防災計画の中にも津波に関してはほとんど触れていないので整備を要する（現在作業中である）。</p>
<p>避難計画（施設等）の見直し</p>
<p>・津波に限らず、災害に対する縦割り意識の徹底排除及び組織としての対応機能の確立 ・災害に対する職員の想像力の醸成</p>
<p>地域ごとの津波避難計画を策定する必要がある。</p>
<p>・住宅の耐震 ・堤防、水門は、高潮対策用として作られたものが数多くあり、津波対策ではない。地震により水門が閉じられない（機械の故障等）場合や、津波が来るのがわかっていて、海岸の水門に行けない為、今、県と協議（建設課）自動の開閉の水門対策。</p>
<p>推定津波浸水区域は、地震に関して“避難対象地域”と位置づけられており、東海地震の警戒宣言が発令されると、市では当該地区の住民に対して“避難勧告”を発することとしている。対象区域内の住民も多数であることから、避難に際して混乱が発生するのではないかと心配している。</p>
<p>・車での避難 ・避難した人の各町内会等での避難確認状況の把握</p>
<p>東南海地震の推進地域の指定を受け、愛知県の地域防災計画を基準に津波等対策に関して市地域防災計画の修正の中で内容を検討していきます。</p>
<p>地形的に高台が無い</p>
<p>問題点 ・本市は年間 480 万人の観光客があります。現在、沿岸部には海拔表示板や津波一時避難誘導看板を付け始めたり、避難ビルの検討などしています。しかしながら、堤防上の釣り客も含め不特定多数の方々への対策に苦慮しています。</p>
<p>道路の数が少ないので避難路を決めるのが難しい（広い道に限られてしまう）</p>
<p>津波による木造建築物被害、人的被害等はないと想定されているためか具体的な対策が不十分などところがある。</p>
<p>突発地震に対応できる避難地（500m 以内の高台等）が確保できていない。</p>
<p>現地域防災計画では、津波の浸水による被害を想定してないため、今後は、浸水による被害の検証を行い、対策をたてていく必要がある。</p>
<p>具体的かつ詳細な計画に改善が必要と考えている。</p>
<p>災害弱者をはじめ住民の具体的な避難方法や手段など今後策定予定の津波避難計画において課題等の情報収集を行い反映させていく。</p>
<p>・実状に合わせた計画の策定 ・観光客、サーファー等への周知方法</p>
<p>最新の情報を基にした改正。役場庁舎が浸水する可能性があり、そういった事態になった時の計画が具体的にたてられていない。職員の非常参集について、津波注意報発令時としているが、本当にそれでよいのか。津波が収まるまでは参集しない方がよいと考えるが、その場合の参集基準の具体的な記載方法。</p>
<p>平成 8 年度より見直しが行われていないので、早期見直しの必要がある。</p>
<p>災害時における指揮命令系統体制をさらに整備する必要がある（災害対策本部設置の際の電話配線など）。当市においては、今年度より、警察、消防、自衛隊経験者を迎え、防災等業務を担う危機管理室を創設し、青森市地域防災計画の修正準備作業等に取りかかることとしている。</p>
<p>現在、計画を策定中であるが、夜間、休日の体制構築が課題となる。</p>
<p>避難地、避難ルートの避難対象地域の設定と避難勧告・指示の判断基準</p>
<p>津波の避難所指定がないこと</p>
<p>改正作業中</p>
<p>沿岸域からの安全なエリア内に自治体が所有あるいは管理する施設がない、もしくは、定員数が足りない場合等においては、民間の施設に一時避難を容認して貰わざるを得ないのだが、避難中の事故やケガ、施設の物損に関する補償の問題</p>

愛知県も、地震の強化地域に指定され、地震防災規定の見直しや、その対策をしているところではありますが、水防に関する規定はあるものの、津波に関する規定は、詳しく定められていません。本町における津波の被害は少ないと予想されますが、被害が少しでも予想される以上、その対策規定を設ける必要性があると感じております。

問 29 では、貴自治体が津波防災対策を行うにあたって、国や都道府県に対する要望がありますか。何でも結構ですから具体的に記入して下さい。

国や県が管理する防災施設の改修など（例えば、防潮堤門扉の遠隔 or 自動制御）
補助制度の充実
大げさな報道はやめてほしい（メディアの）
補助金の補助率の上乗せ。内容の拡充。
防災行政無線施設の老朽化が著しいことから更新したいと考えているが、有利な補助メニューが無く苦慮しているため、新規の創設を願う。
財政的な支援
同報系無線の整備等に対し、設計段階から補助金を交付して頂きたい。
防災施設、設備補助金の補助要件の緩和、対象の拡大、補助率のアップ。国・県による防災施設の整備。
樋門の自動化
津波に関する低学年からの学校での防災教育が大切と考えている。
補助金制度の充実。国や県の事業での整備。
出来ることなら、海外線すべてに津波対策用防波堤を建設してほしい。
財政支援が必ず必要
非常に厳しい財政状況なので、少しでも防災対策事業に対する県や国の補助を要望します（補助金申請作業は複雑であり、なかなか要望も通らないのが現状……）
交付金の大幅カットにより、防災対策を行いたくても、ほとんどできません。H16 年度はソフト事業ばかりです。昨年 12 月に推進地域に指定されましたが、強化地域と比べて何のメリット（財政措置）もありません。しかし国の施策に対して絶対に負けません。小さな町だからできること、人と人とのつながりを活かして、必ず防災の町にします。どうか大学関係者の皆様も、お力をお貸し下さい。小さな町に目を向けて下さい。お願いします。
防災拠点や避難所となる施設の整備・改修について国庫負担制度の充実を。又、国・県の職員が大規模災害時に国費で市町村に派遣され市町村長の指揮命令のもと、対策活動に従事する制度づくりを（災害復旧は市町村職員だけでは困難なことが考えられる）
同報無線整備等の支援対策をお願いしたい
ハード面での補助
補助の増加
・自主防災組織の資機材整備（新規結成）補助金の復活 国 100 万という限度ではなく、500 万ぐらいで。 ・自主防災組織の資機材整備（新規結成）補助金について 県 阪神淡路以前又は、直後に結成された組織は、防災という観点で資機材を整備したものはほとんどなく、消防又は防災啓発という観点で資機材を整備していたため、実際の災害時に救助活動を行う上での資機材を整備していないため、既存組織への補助を考えていただきたい。
津波については地震と同時に襲ってくる可能性があるため、地震発生前に情報をキャッチし、同報無線等で広報するシステムを早急に開発してほしい。

防潮堤、生活物資緊急輸送用道路の建設。補助金等の援助。
避難路や避難タワーなど、避難困難地域に対する支援が必要
津波防災対策をするなかで、地震防災対策についても同じく考える必要があり、地震による避難施設等の耐震化が問題となっているが、昨今の財政事情などにより町単独では難しい状況にあるため、国、県等に支援をしていただきたい。
・ハザードマップを作成しようとする多額の費用がかかり、一自治体で作成するのが困難である。国や道で作成するか(いくつかの自治体をまとめたものでもよい)費用の助成または負担をお願いしたい。・当町の地形は、山と海に挟まれた特殊な地形であるため、避難が困難である。国、道、町で避難路の調査、研究を行いたい。
津波防災対策に係る補助事業の充実を図り、財政負担を少なくしていただきたい。
防災施設は高価なため、それなりの援助がほしい。
防災訓練について、指導、研修などを希望します。
ハード面の対策を行うには、予算上なかなか難しい面があるので、補助金の増額をお願いしたい。
東南海・南海地震特措法が施行されたが、市町村に対する財政面の援助が打ち出されないでハード面での対策が進まない。
津波対策計画やハザードマップ作成等における財政的支援、補助金等。
津波ハザードマップを作成したいが費用が多額になるため町独自では難しい。道において数年計画で作成することとなっているが、早期に作成してほしい。
財政的支援
津波ハザードマップ作成のため、大地震・津波などのシミュレーションデータを配布してもらいたい。
津波ハザードマップを作成したり、津波情報の看板を設置するための補助制度をつくってもらいたい。
水門・防潮扉等ハード面を整備する際の補助制度の充実
離島のため、万一の際に救援物資や輸送手段の確保をお願いしたい。
ハザードマップは、単・市町村で作成する事が困難。北海道全体において、統一された中で作成すべき。又各市町村には、技術的に無理と思われる。
避難計画等のソフト面.....県消防防災課 津波対策等のハード面.....港湾 縦割行政によるバラバラな対策
県はソフト・ハード事業において積極的に市町村に対し協力してくれています。ハード事業のメニューの見直し等により、防災対策事業の門を広くしていただき、市町村が事業を行いやすい補助事業を増やしていただきたい。
防災対策全般に言えることだが、国・県の補助金の認定額および補助率の上昇変更を望むものである。
津波ハザードマップ作成支援。ハザードマップの必要性は十分認識しているが、作成にあたっての知識不足に加え、財政面からも単独での作成は困難である。
防潮堤未設置地区への設置
・津波に関する研究の推進とその内容の開示 ・耐震型防波堤や、防潮扉の耐震、自動化に向けた財政支援
ハザードマップ作成経費に対する補助
津波対策としてハード面の整備をしてほしいという要望が住民から多くある中で、避難場所、避難経路の整備が特に多いので、この部分だけでも補助率のアップを要望したい。
資機材を整備するための財政措置の拡充
県管理河川の津波対策が残っております。一日も早い整備をお願いしたい(町の関係はほぼ整備済)
・地震震度計の設置 TV等で放送される場合、本町の震度が表示されない。・漁港施設の人工地盤の建設(災害時一時避難場所)
津波が発生した際の連絡体制の整備、早急な連絡体制の確立
海岸施設の整備や、情報伝達装置の設置、浸水予想図の作成等、早急に推進して頂きたい。東海地震指定強化地域とそん色のない財源措置。

・詳しい海拔調査を実施してほしい。・シミュレーションに合わせた市町村の浸水予想図を作成してほしい。
ハード面の整備が十分とは言えない状態であることから、補助制度の充実を図っていただきたい。
津波防災対策を充実していくには、国、県の補助金や各種制度の更なる拡充
津波対策に係る費用面での協力
補助金等の充実
避難場所施設整備及び備蓄食糧等確保に対する補助制度の充実
国民の命を守るには、無駄な公共事業を行わず、防災関連整備を全額国の予算でするべきである。
沿岸各地での詳細なシミュレーション（時系列）の作成＝避難ルートの検証等のため
法律など制度を整えるのは良いが、自治体の中には当初予算を組むのにも四苦八苦しているため、多額の財政措置を伴うコンサル委託やハードの整備などが全く行えない。
国、県実施の被害予測に関する説明責任、データの開示
日本海北部沿岸地域の浸水予測図を1年でも早く、北海道で策定してほしい。
ハード面の防災対策には、膨大な資金が必要となり、各市町村で負担して事業を実施することは困難であるため、国や県の援助が必要不可欠になる。補助金の場合、各市町村においても、負担が大きくなるため、全額補助である交付金をお願いしたい。
防災マップ整備に対する支援
津波防災対策に関わる諸事業推進のため補助制度の財政措置について配慮していただきたい。
財政的支援
・自主防災組織育成事業の拡充.....共助の重要性を訴え、自主防災組織の結成を呼びかけた際にその後の支援が必要である。 ・沖合津波計の設置.....より早く、正確な津波の情報を入手するためにも望まれる。
市町村レベルでは限界がある。ハード対策等について、計画的に実施してほしい。
第一に避難するためのソフト面の充実、二次的には施設の整備を要望する。 海岸の監視システム（津波情報・避難情報）の構築。 国道45号線が通行止になった場合の情報伝達。 宮城県防災会議第三次地震被害想定調査結果による波高と、建設海岸、農地海岸の海岸整備事業、及び河川高潮事業等で整備済の護岸高を決定した波高の相違があるか、あるとすれば新たな整備計画策定による施設整備。
ハード事業に対する補助
どこの自治体も同じだと思いますが、専門職員がいないし、予算的問題もあるので、専門職員の派遣、補助金等の措置が必要と思われる（ハザードマップ、防災計画等の作成ノウハウが無い）。
ハード事業に対する財政支援
津波による浸水域を公表して欲しい。
同報系市町村防災行政無線の整備を計画。財源措置を要望する。
・客観的・科学的なシミュレーションソフトの開発及び無償提供 ・専門知識を有する人材の育成支援及び人材派遣 ・ハード整備に対する積極的にかつ効率的な財政支援
・地震、津波観測体制の強化 ・地震被害想定調査の実施 ・地震・津波防災対策に必要な財政支援
せめて1/2の補助金がなければ、数多くの事業もできない。
・津波に関する警報や情報の迅速、的確な通報（伝達） ・沿岸部（海岸、港湾部）における防災工事の促進
ハザードマップ作成について、原稿を道に於いて作成し、各市町村がそれを基に地域の意見等を参考にして発行する等ができないものか。
道が「津波浸水予測図」を作成する方針を示したことで、「ハザードマップ」の作成に役立つが、多大な出費が見込まれるため、沿岸地域が作成する場合には全面的な補助を行ってほしい。
財政力低迷の中にあって、防災対策を実施するには、相当の費用の必要性が考えられるため、補助の充実を。
12 kmにおよぶ海岸線を有するが、数多くの陸間（ゲート）がある。海岸利用者に配慮したものと思われるが、斜路型式に改良していただき、有事に備えた、平常時より安心できる生活環境を整えてほしいと思います。

本市においては津波ハザードマップは未作成であるが、北海道において早急に作成してほしい。
広域的な視点での、災害時の対応計画の策定（他市町村、他府県にまたがるようなものについて） ・計画の策定など、ソフト的な面においても、財政的支援
具体的対策を示すとともに、法的根拠で対策を義務付ける。また、それに伴い、対策に対する交付金（その施策限定）を交付して頂きたい。
津波監視システムの導入と、自治体への情報提供
・市町村の独自性を尊重し、柔軟な補助をお願いしたい。・地域に即した対応と意見の反映
ハード面の整備
国や県の自治体に対する積極的な支援を望む。
施設整備については、自治体レベルでは無理があり、国・県の財政的支援が必要である。
・地理情報システムを活用した防災管理システムの構築に向け取り組んでいるが、財政的負担が大きいことから、ソフト事業の補助を創設してほしい。・専門的知識や予算がないため、地震や津波災害のハザードマップ作成の基礎データと作成マニュアルの早期作成を要望する。
財政的な支援

問1で津波被害を想定した対策を「2.行っていない」とご回答された方へ

問 30 貴自治体が、地震防災対策において「津波被害」を想定した対策を行っていない理由は何ですか。何でも結構ですから具体的に記入して下さい。

予算と人員が十分でない
過去に津波による大きな被害がないことが 1 番の理由である。そのために津波に対する防災意識が低いことが問題である。
過去に津波がなかったこと及び被害もなかったため
・専任の防災担当者の不在により人員不足と時間確保が困難 ・本町の立地環境においては大規模な津波による被害は想定しにくい。
平成 15 年 12 月頃に東南海・南海地震対策推進地域の指定を受けましたので、これから 6 月にかけて、防災計画を修正いたします。これにおいて津波被害を想定した対策が行われることとなります。
職員の不足のため。ハザードマップや浸水予測図等の国及び県の補助制度がないため、財政上困難なため。
県の被害想定において、津波の被害が想定されていないため（夏のシーズンには海岸にて啓発チラシを配布したりしております）。
砂浜の海岸線のため、被害の想定が難しい。先に宮城県が発表した被害想定も 2m 程度の津波予測につき、PR の仕方を迷っている状況です。
現在、「県・市町村防災対策研究協議会」で検討中
現在、津波に対する検討をしているが、被害は少なくないと考えている。
津波による災害が過去に起きていない事から、対策について十分な措置をしていなかったが、東南海・南海地震が予想される事から今後、地震、津波に対する対策を行うことになると思われる。
湾内であることから大きな津波被害は無いものと思われる。
当村で想定している災害は、「火山噴火」が主である。当村は小離島であるが、生活圏は標高 250m の集落であり、周囲の海岸線は、急峻な崖となっている。港湾施設は 1 箇所あるが、防波堤もなく、津波もうねりも判別つかない状態である。
県が想定を作成、本市では津波が防波堤を越えるとは想定されていない。
過去に津波被害が発生していないため。今後は地域防災計画にも津波対策を盛り込み、訓練等行っていく予定です。

現在のところ行っていないが今後行う予定である。
過去に津波はあったが災害はなかった。財政上、村独自に対策を講じることができない。専門的な知識を有しない。など
県への浸水予想地域の報告が済み、今後県の動向を見ながら津波対策を検討していきます。
現状は津波被害を除いた一般的な地震被害に対する対策に重点を置いているため。今後は津波被害に対しても検討していく予定です。
本市では想定地震について海溝型地震は昭和21年の南海地震と同規模のもので被害想定を行っていたが、この昭和21年には本市に津波被害はなかったため想定していなかった。昨年12月、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されたので、今後推進計画により対応したい。
過去に津波による被害がないため。
平成16年度より専任職員を配置。地域防災計画の中で津波被害対策をしていくことにしている。
地域防災計画（震災応急対策計画）に定めるところによるものとしているため。現在、対策進行中です。
次年度においてマニュアル作成予定であることから、今後検討することとしている。
専任職員がいない。財政的な余裕が無い。
昭和63年に実施した「川崎市地震被害想定調査報告書」によると、「南関東地震」を想定した場合、「津波被害」は「無し」と推定されていることから、これまで本市では「津波対策」を行っていません。なお参考までに報告書の一部を添付します。
海岸沿線に砂丘（H=4～5m）があるから
人的体制、予算、情報の不足
今まで被害がないため
本町の木造漁港は津波浸水危険地域の対象とされていないため
幸いな事に倉敷市は、数年大災害がなく、防災に対して意識が少なく対策を怠っていたと思います。現在、岡山県において近い将来に発生が予想される東南海・南海地震による津波を想定して、津波被害が生ずるおそれのある岡山県内の市町村が津波誘導計画を策定することを支援できるよう指針を作成中であり、これを踏まえて、倉敷市も津波ハザードマップを作成する予定です。
東南海・南海地震防災推進地域に指定されたので、今後、地域防災計画に津波対策を盛り込んでいく予定である。
神奈川県地震被害想定で茅ヶ崎市の最大津波高は、南関東地震1.57m、神奈川県西部地震2.74m、東海地震0.59mと想定されていますので、甚大な津波被害はないと思われます。当市の現在の津波対策としては、津波注意標識看板5箇所設置 津波被害防止用地盤標高標示柱18箇所設置 震度4以上の場合は防災行政用無線で注意放送を行います。以上です。
市街地から離れている。海岸線に人が住んでいない。検討中の為。
瀬戸内海であるということと、大小13の島々がいろいろいること。
防災計画に地震津波の被害想定されたものはあるが、これとは別に、避難を目的とした、津波浸水地区の想定、避難施設・避難世帯及び人員、職員の配備体制など担当課で検討中。
当町は周囲を護岸堤防で囲まれており、津波の被害は想定しにくい
平成16年度で津波対策を考えることになっている
今後において検討のため
今年度、地域防災計画の見直しを含め津波避難計画を策定予定

～ 質問は以上です。ご協力ありがとうございました。 ～

皆様の貴重なご意見を、今後の津波防災対策の更なる進展・改善につなげていきたいと考えております。